

第8回環境社会配慮審査会

日時 平成17年1月24日(月)14:00~17:00

場所 JICA本部111会議室/JICA兵庫テレビ会議室/JICAバングラデシュ事務所

出席委員 (敬称省略)

委員/委員長	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
委員	遠藤 博之	株式会社遺棄化学兵器処理機構代表取締役社長
臨時委員	濱崎 竜英	大阪産業大学人間環境学部都市環境学科講師
委員	平山 義康	大東文化大学環境創造学部教授
委員	川村 暁雄	神戸女学院大学文学部総合文化学科助教授
委員	松本 悟	特定非営利活動法人メコン・ウォッチ代表理事
委員	満田 夏花	財団法人地球・人間環境フォーラム企画調査部研究主任
委員	中谷 誠治	財団法人亜熱帯総合研究所研究部主任研究員
委員	夏原 由博	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科助教授
委員/副委員長	作本 直行	アジア経済研究所開発研究センター次長
委員	杉前 昭好	元大阪府環境情報センター情報企画室長
委員	田中 章	武蔵工業大学環境情報学部環境情報学科助教授
委員/副委員長	田中 奈美	神戸芸術工科大学環境デザイン科助教授
委員	和田 重太	和田・永嶋法律事務所弁護士
委員	柳 憲一郎	明治大学法科大学院法務研究科教授
臨時委員	原嶋 洋平	拓殖大学国際開発学部助教授
臨時委員	渡辺 邦夫	埼玉大学地圏科学研究センター教授
	富本 幾文	独立行政法人国際協力機構企画・調整部 次長 兼 環境社会配慮審査室長
	上條 哲也	独立行政法人国際協力機構企画・調整部 環境社会配慮審査室チーム長

欠席委員

委員	平野 宏子	東京都水道局練馬東営業所長
委員	岩橋 健定	東京大学大学院新領域創成科学研究科助教授

注) 委員以外の発言者

倉科 芳朗	国際協力機構社会開発部第3グループ運輸交通第1チーム長
山村 直史	国際協力機構社会開発部第3グループ運輸交通第1チーム
小島 岳晴	国際協力機構企画・調整部環境社会配慮審査室

永石 雅史 国際協力機構地球環境部第3グループ
水資源・防災第2チーム長
田中 元 株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル
総合開発事業部プロジェクトディレクター

1. 「バングラデシュ国パドマ橋建設計画」最終報告書案の答申案協議

(担当委員：遠藤・平山・満田・杉前・田中章・柳)

村山委員長 これから第8回の審査会を始めさせていただきます。最初に、今日の基本的な段取りと幾つかの答申の協議をするわけですが、その今のところの方針について私からお話をさせていただきたいと思います。

最初に事務局から段取りをお願いします。

上條 JICA 環境社会配慮審査室の上條です。それでは、お手元の資料の確認もしながら、今日の進め方をご説明したいと思います。

まず資料は、AC.8-1の1は議題が書いてあります。次はAC.8-2で、バングラデシュのパドマ橋建設計画の各委員からいただいたコメントと、幾つかの点についてはJICAからの意見も矢印を書いて、コメントの下に入っています。これは週末に送ったものと特に変更はありません。

次のAC.8-3は、フィリピンのメトロマニラ中心地排水機能向上計画です。これは各委員の皆さんからいただいたコメントを報告書の目次に従って並べています。週末お送りしたものは、JICAの意見がまだ入っていないものですが、今お手元にあるものはJICAの意見が「(対応)」という形でこのAC.8-3の中に盛り込まれています。

次はAC.8-4でして、カンボジアの国道一号線の答申案です。これは週末に皆様にメールで送ったものと変更はありません。

それから、AC.8-5はベトナムのターチャックの貯水池建設計画のコメントの報告の資料です。これも週末皆さんにお送りしたものと変更はありません。

AC.8-6が審査会の運営方法で、2ページあります。2ページ目は濱崎さんからいただいたものをそのままつけています。これも週末送ったものと変更はありません。

そしてAC.8-7は、カンボジアの一号線の答申案をいただいたものに対するJICAの意見です。これも金曜日にお送りしたものと変更はありません。

そしてAC.8-8がありまして、これはAC.8-7に対して松本委員からいただいた資料です。資料については以上です。

今日は1番目にバングラデシュがありますが、JICAバングラデシュ事務所とJICA兵庫国際センターとJICA本部がつないであります。1番目の議題が終わりましたら、バングラデシュ事務所のほうは回線を切ります。2番以降は本部と兵庫国際センターをつないで会議を行うという予定です。

それから、今日は答申案が三つあるのですが、時間の限りがあるということで、今想定していますのは、1番のバングラデシュが終わったら、2番のフィリピンのメトロマニラに移るのですが、そのときに3番のカンボジア国道一号線については、担当委員の中で下打ち合わせをしていただいて、夏原さんがこちら(JICA本部)にいないので恐縮ですが、フィリピンのことをやっている間に、2番が終わったころ、また3番のカンボジア一号線の担当委員のかたにはこの会議室に戻ってきていただいて、また議論を継続してもらおうということを考えています。

以上です。

村山委員長 ありがとうございます。

今までのところ、段取りで何かご質問がありますか。よろしいですか。

今日は三つの案件が……。はい、夏原委員。

夏原委員 (JICA 兵庫) 今日の進め方ですが、私がこちら(JICA 兵庫)にいるので、カンボジア国道一号線だけの打ち合わせというのは参加できないのですが。

村山委員長 それは理解はしていますが、これから申し上げることと関係していますので、それをお聞きいただいたうえでご判断いただきたいと思います。

今日は三つの案件が答申案の協議という形でかかっているわけですが、これまで審査会と事業部の者でいろいろな形で議論させていただいて、最終的に答申案をまとめていくという形で進んできています。私自身は事業部の方々と審査会で意見交換、情報交換するということが基本的に望ましい方向であると思っています。そういった情報交換をしたうえで、より詳しい内容を把握したうえで、こちらとしても答申案を出したいと思っています。

その意味では、お互いの意見を交換しながら、できるだけ互いの意見に近い形で合意を目指すということは努力として必要だとは思っているのですが、ただ、組織としては違うところが当然あると。審査会としてはJICAとは第三者的な立場でかかっていますので、完全に意見が一致するというわけでもないと思いますし、必ずしもその必要はないと思っています。そういう意味では、審査会として出す、特に要求というコメントについては、その扱いをこちらとしても十分検討すると。事業部としても十分検討していただきたいと思っています。

そういう意味で、今日はカンボジアの案件の資料について、JICAの事業部から、要求に関するコメントは必ず報告書に反映するというように書かれていますが、私自身は必ずしもそのように考えていません。むしろ、審査会としてこの要求というのは強くその反映を求めるという意味合いで、もし事業部で考え方に違いがあれば、それはそれとして述べていただきたいと思っています。そういう意味で、審査会としても特に要求のコメントについては、十分事業部の意見を踏まえたうえで議論をしていただきたいと。さらに事業部としても、こちらの審査会から出てきた答申案の中で、特に要求のコメントについては対応できるもの、あるいはできないものがもしあれば、その内容について何らかの形でご回答いただきたいと考えています。

今のところそのような形で私自身は考えていますので、今日の答申案の協議についてもそういう形で進めてはどうかと考えています。そのうえで、各委員の方々から何かご意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。その意味で、カンボジアの案件につい

ではいろいろとまだ議論が残っているように思います。夏原委員には大変申し訳ないのですが、すべての内容を全体会でやるのはちょっと時間的に足りない部分があるように思っています。もちろん、別の会合で議論したものについては、特に要求のコメントについては個々に全体会の中で扱いたいと思います。その事前の準備ということで、別の会合という形で開かせていただきたいと思いますが、夏原委員、いかがでしょうか。

夏原委員（JICA 兵庫） 今日はもうしかたがないと思うのですが、全体会ということではなくて、私も担当委員に入っていますので、カンボジアの協議を分けてされるというのであれば、事前に連絡いただければ東京まで出向いたのです。これからはそういうことにも配慮をいただきたいということです。

村山委員長 おっしゃるとおりで、今の提案は今日の深夜から朝にかけて考えてきたことですので、ちょっと時間的に余裕がなかったのですが、今後はそういう形で事前にお伝えしたいと思います。

それでは、まだ十分に練れていない方針ではありますが、そのような形でとりあえず進めさせていただきますと思います。

では、最初に、バングラデシュのパドマ橋の案件に入らせていただきたいと思います。これはどうでしょうか。パドマ橋の案件については事業部からコメント等をいただいていますので、それを伺ったうえで各委員の方々の間で意見交換をしていただくということでよろしいでしょうか。

遠藤委員 本日のペーパーに「対応」というものが入っていますが、我々は事業部からコメントに対してどう対応するかというのを求めているわけではないと理解していたのです。こういうことを対応してくれるということで、我々のコメントはそのまま生きるということで理解してよろしいのですか。

村山委員長 ええ、遠藤委員がおっしゃるとおりだと思います。あくまで審査会の答申は諮問いただいた時点での報告書を基に出すということだと思いますので、それに対応するしないにかかわらず、答申案の中に含めるということだと思います。

遠藤委員 分かりました。

村山委員長 そのような理解でよろしいでしょうか。

はい、杉前委員、どうぞ。

杉前委員 今のご意見とは逆に、我々の意見を申し上げなくてはいけない部分もかなりあります。また、ここに対応が書かれていない部分もかなりあるわけですね。その辺については、質問の仕方として、あるいは協議の仕方としてどのような方向でやるとお考えですか。

村山委員長 では、それも含めて事業部から少しご見解いただいたうえで議論したほうがいいですか。よろしいでしょうか。

では、事業部から。

倉科 事業部の倉科です。

今のお話の「対応」のところの位置づけなのですが、これは事業部からの回答ということで

はなくて、委員の方々皆さんのまとめられた答申として、こういうご意見があって、我々のほうからもご相談している点は何点かあるかとは思いますが、事業部からの回答というよりも、今回、委員の方々からいろいろなご提案をしていただいたものをまとめられたのがこの「対応」という位置づけだと思うのです。

村山委員長 今のお話とは少し違う表現になっていると思いますが。

倉科 ちょっと混ざっているところもあるかとは思いますが。

村山委員長 その点は明確にしたほうがいいと思うのですけれども。

上條 AC.8-2で、例えば1ページ目を見ていただくと、1番に要求のコメントがあって、2番に提案のコメントがあって、その下に矢印で「1.と2.の対応：」と書いてあるところがあります。これはどういう意味かということですが、今日この答申案をまとめていただくに当たって、一つ一ついただいたコメントに対してJICAがどういう意見なのかとか、JICAとしてどういう対応ができそうなのかといった情報を出しておいたほうが答申案にまとめるうえで非常にスムーズにいくだろうと、誤解も少なく済むだろうと。いただいたコメントが実現可能なものなのか、どうなのかという判断もしていただく必要があると思うので、私の理解では、うちの環境社会配慮審査室の担当と社会開発部でこの矢印の部分を入れたということです。最初のこの案文を、もしかしたらうちの担当が書いたのかもしれませんが、社会開発部と相談して今日の資料をセットしたという理解です。

遠藤委員 1番目の「1.と2.の対応」の答えはよく分かったのですが、しかし他は「検討します」とか、事業部が答えているような言い方なので、我々はいちいちこういう対応をここで答えていただく必要はないのではないかと思ったので、そのように申し上げたのです。

村山委員長 今の点はいかがですか。これは事業部で作成されたものではないということでもよろしいですか。そうでもない？

山村 前回に書面でいただいたコメントがありました。それに対して、こちらで書面で回答した書類がまず1回やり取りがあったと私は理解しています。それに対して、今回のこれは答申をまとめるに当たってのコメントを審査員の方々からいただいたということで、その回答に対してのさらなるコメントなのか、それとも全体に対するコメントなのかというところは少し分からなかったので、その段階でまず私が審査室に相談させていただきました。双方のコメントなり、質問・回答のやり取りを見ると、重複があったり、さらに新しくコメントをいただいた部分があったりというところがありましたので、全体について審査室と話をしながら、最初の案につきましては審査室に作成していただいたということです。ただ、その回答の「対応」とあるところですが、ここに関しましては、基本的に前回やり取りされた書面でのコメントと回答の結果を反映させていただいていると理解しています。当然、「対応」と書いたことに関しましては、審査室と課題部で打ち合わせをしたうえで、皆様にお出ししているという位置づけです。

柳委員 前回の書面の質問というのは、もらったドラフトファイナルについて、読んで何か質問があれば質問をするというレベルのものなのです。それと今回のコメントというのは、全

然質が違うものなのです。これはこの案件に関するコメントなので、それは、我々はこう考えているということを言っている種類のものなので、それをきっちりと峻別して理解していただきたいと思います。

遠藤委員 このあとの進め方で議論してもらいたいのは、事務局がその辺を整理されていないという感じを私は受けています。まず書面質問はこのレポート全体に対して、私たちが読んで疑問点をクリアにしたうえでコメントを出そうということで質問を出しています。コメントはあくまでも事務局に出して、それを事務局がまとめて我々にまた返してくれることで、そのコメントを集めたものに対していちいち反応されるというのがおかしいので、我々はあくまでも答申をする立場ですから、事業部に直接、質問を投げかけているわけではないという理解で、コメントを書面で事務局が集めていると理解しています。それをまた事業部が反論されるというのがちょっとおかしいのではないかという意見です。そういうことはないのですか。

上條 前回までの進め方の打ち合わせをした中にもありますが、戴いたコメントについては一切手をつけずに、その目次の順に並べます。それはもう並べてあります。その中で、こうします、ああしますということを少し加えていますが、それはあくまでも、こうしますから別にこのコメントは要りませんと言っているわけではありません。ただこの議論の参考にしていただきたいと思って、情報を付け加えているだけなのです。ですから、そのように見ていただけたらと思います。別に回答をしているわけではないのです。いただいたコメントはこうですが、これについてはこのようにする予定ですか、あくまでも議論の参考にしていただきたいという情報なのです。

富本 今後の審査会の答申の在り方についても検討し直さなければいけません、今のところやってきたのは遠藤さんがおっしゃるとおり、審査会委員から質問をいただいたうえでコメントを作ってください、JICA はそれを受ければいわけです。ですから、最終的にそのコメント(案)をどうまとめるかについては委員のご意見を頂いて事務局が作業すれば良いと思います。そのあとの JICA の対応については、その答申を実際にやったかどうかということはある段階で報告する必要があるれば、そこで対応することにはどうでしょうか。今の段階で JICA の対応を書くというのは確かに少し早いかもしれませんが、ただし、できる可能性があることはこのようにやりたいという事務局ないしは担当部側の一応の情報としてお考えいただいて、そのうえで最終的に答申をまとめるときに、入れる、入れないとか、あるいは文言を変えるなどをご検討いただければいいのではないかと思います。

一応、JICA としてはこういう態度で真摯に対応したいということ、情報として差し上げているだけのご理解いただければいいのではないかと思います。今後ともそのようにして、答申とそれに対する対応というのは少し切り離さないと、双方の責任関係もやや不明確になるのではないかと思いますので、一応そのような整理でいっていただけたらいいかと思いますが。

松本委員 今の富本さんの話で私は了解しますが、その前の上條さんの話に対して言えば、カンボジアの国道一号線については、「したがって答申に含まず」ということを JICA 側から言ってきています。諮問している JICA 側が我々の出したコメントに対して、「これは答申に含ま

ない」とコメントされるというのは、私は少し違和感を持っていますので、今の富本室長の線でやっていただくのであれば、そこは理解します。

村山委員長 それでは、今のカンボジアの件はまた別に確認をさせていただきたいと思えます。一応、対応についてはこれまでの質疑応答に対する議論の中で作られたということですので、確認をしていただくということになると思えます。それに付け加えて、何か事業部からコメントがあれば、先にお出しいただいたほうが良いと思えますが、よろしいですか。

柳委員 私はそもそも論を展開しているのですが、そもそも論について対応が出ていて、「橋梁建設に係る環境社会影響に関する事項に絞らせていただきたいと思います」と書いてあるのです。これはもう、橋を造ることは前提でやってくださいよということですよ。というよりも、橋を造ることに本当に妥当性があるのかどうかというのが、ファイナルレポートを読むと、最初の状況から書いてあるわけです。そもそものインテリムレポートの前にもプログレシブレポートがあって、それを一応委員に全部読ませて、それでコメントしろと言っているわけです。ですから、それを読んだ段階で本当に架橋が妥当なのかどうか、それとも今のフェリーの状況をどれだけ整理しているのか、またフェリーを使わないことに関して、または併用することに対してはどういった影響があるのかということなどをどれだけ具体的に調査しているのか、そういうことを聞くのは当たり前だと思うのです。それに対して、それは要らないですよというような感じのこと、もう橋を造るということだけで議論してくださいというような対応というのは、問題提起している側からすると、どういうことなのだろうかと非常に根本的な疑問を感じていますので、そのことを最初に申し上げておきたいと思えます。

村山委員長 今の点はせっかくの機会ですので、何かコメントがあればお願いしたいと思います。特になければよろしいですが。

上條 この 11 ページ目の下に書いてある趣旨は、これは可能な範囲の適用で進めている案件でして、なおかつもう最終報告書の段階です。もちろんアセスメントの段階ぐらいからすれば必要性というところを Without プロジェクトに比較して検証するということになるのだろうと思えますが、ここの段階で、もちろん答申に含めていただくのはかまわないのですが、スコーピング段階か、中間段階ぐらいまで遡るのか分かりませんが、私どもとしてはそこまで遡って対応することは非常に困難なですとお伝えしたかったということです。

村山委員長 恐らく、柳委員もそのあたりは理解されたうえでお話しになっているのだと思えますが、担当委員の方々でそのあたりを踏まえたうえで、この点について答申に含めるという方向で出れば、それを含めていっていいと思えます。

柳委員 恐らくジャムナ橋の建設もすぐにありますから、バングラデシュにとってこういった借款問題と考えたときに、ここで一応審査会を通ると、今度は JBIC でこの案件についてお金をつけるという話になっていくわけですよ。違うのですか。ですから、けっこうこの計画プロジェクト自体が非常に巨大なものですよ。国家予算で考えると、バングラ当局にとっても非常に大きな円借款を負う可能性があるわけです。ですから、案件としてはかなり慎重に協議すべきだと個人的には思っています。ただ、その点の議論があまりないままに内容に入ってし

まって、内容を皆さんが細かくチェックしているわけです。ですから、そもそも論は展開しないで、もうやるということを前提にみんなが意見を言うということになると、これはけっこうリスクがあるのではないかと。

要するに責任を負うのは我々です。これを通したというのは、我々が審査会で一応意見を言って、それは妥当だということの判断で通っていくという次のステップのことを考えているわけですね。手戻りできない。そうすると、手戻りするのはここでしかないのです。幾らある程度ファイナルまで来ているといっても、これが大きな社会影響を与えるプロジェクトであるということを委員の各位が十分理解していればいいのです。しかし、あまりそういった情報がないままにこのまま進んでいくということに一抹の危惧を覚えているので、こういった案件というのは他にもあるのではないかと、こういった意見を申し上げているという次第です。

村山委員長 ありがとうございます。

では、事実確認関係で。

倉科 おっしゃるとおり、1000億を超えるような大きなプロジェクトだということは我々も認識しています。予算措置のお話がありましたが、これがどういう予算措置をされるかということは全くまだ分からないというのが正直なところです。ローンなりで、いろいろなドナーに多分先方政府が声をかけられるかと思いますが、それでドナーのほうがそれに対して予算措置をするかどうかは、またドナーのお話でして、我々の仕事ではありません。我々は何をしているかという、彼らが橋を造りたいと、バングラデシュ政府としてここに橋を造りたいのだという声に対して、ではどういう橋になりますかという、彼らもまだそういう技術がないと。そのための青写真を作って、予算は大体このぐらいかかります、工期はこのぐらいかかりますということを概略設計するというのが今回のステージのもので、これから先方が、ではこれだったらやろうとするのか、やはり難しいと思うのかはまた先方政府のお話ですし、それに対してドナーが予算措置しようとするのかどうかというのは、またドナーのお話になります。

今、お話のあった橋ありきではないかというところですが、一応、事前調査の報告書の中で、ちょっと読ませていただきますが、「フェリー棧橋架設地点の河川性状は不安定で、増大する道路交通に必要な永続的で大規模なフェリー棧橋建設は困難である。したがって、パドマ橋代替案としてのフェリーサービス強化案は現実性が乏しいといわざるをえない」ということを事前調査の段階で見えています。それで、先程申しましたように、どういう橋なのだろうということを絵にかいたところです。

現在は2時間の待ち時間が発生しているそうですが、今の我々の想定では10年後の2015年には、このままでいくと待ち時間は12時間になってしまう。半日待たなくてはいけないような状況になってしまうのではないかということから、橋の妥当性を判断して、調査のためのコストの高いものもありますが、それをJICAから調査団を派遣して、青写真を作っているという状況です。

最後にもう1点ですが、このままここで通してしまうと案件自体が進んでしまうというお話がありましたが、我々は素人ですので、やはり技術的なことを教えていただける委員というの

を設けていまして、国内支援委員会というものがあります。そちらのほうに先生がたに来ていただいて、我々の調査が妥当なものかどうかということの評価、ご指導いただいているものがあります。今回、お話があったこのコメントの趣旨というのは、そういう技術的なものは国内支援委員会で見ているということがあるのだと思います。今回はこの環境社会配慮で、どういことをやったらいいのかというのは我々も分からないところがありますので、そういうところを教えていただければ非常に助かります。そういう趣旨です。

柳委員 国内支援委員会も前回資料でスライドを送っていただきましたので、どういうことを議論しているかという内容はある程度承知しているつもりです。要するに架橋の構造状というようなことで、環境配慮については英文のところを若干抜き書きしているだけで、そこでは十分な検討をしているわけでは必ずしもないかなという気持ちもあります。ですから、そういう意味ではここでの議論というのは重要なだろうと思います。国内支援委員会ではあくまでも橋を造る議論しかしていないのです。ですから、橋梁やどういう代替案があって、橋の構造はどういうものがあるかという、要するにアジアハイウェイにつながるような鉄道を一緒に敷設するのかどうか、そういった場合のコストはどうなるかというような議論がベースなのです。

ですから、そもそもというような議論はやはりここでしなければ、後戻りはもうできないということになります。ですから、ここでその点については確認的にも、または十分な検討があって、さらに架橋だということでの問題点についても意見が言えるという存在でなければ、こういう案件について「もう動いていますから、かまいませんよ。それが前提で議論してください」ということだったら、この委員会の持っている存在意義というのはほとんどなくなってしまわないかと。ですから、今の時点でそれについては我々が意見を言えるようにしなければいけないのではないかと考えているわけです。

村山委員長 簡単をお願いします。

遠藤委員 これから述べることは重要な事と思っています。柳委員の意見に対して反対を申し上げます。我々はプロジェクトを審査しているのではなくて、環境社会配慮がされているかどうかを、ガイドラインをベースにしてコメントを出すというのが、我々審査会に与えられた任務だと思います。したがって、この審査が通りプロジェクトが実現したときに、そのプロジェクト全体に責任が我々にあるなどという議論はないと思います。ここでは、プロジェクトがフィージブルかどうかというのを議論すべき立場ではないと思います。ですから、これはJICAが作られているドラフトファイナルレポートに対して、JICAの環境社会配慮ガイドラインに沿って、調査がされていて、いわゆる環境影響が軽減化するためのコストがプロジェクトコストに入っているという前提で、経済効果なりが準備されているということが分かればよいのであって、柳委員の考え方は行きすぎていると思います。

村山委員長 すみません、ちょっと時間的な問題がありますので、根本的なことについてはおっしゃるとおり、委員会で十分な意見の一致があるとは思えない部分もあります。ただ、柳委員がおっしゃる点も私は理解する部分があって、もしこの案件について要請確認段階から順番にやっていけば、もう少し早い段階でそういった意見を反映させることができた可能性があ

と思います。ガイドラインについても中止、あるいはそういった非常に厳しい意見を述べるという部分も明記はされていると思いますので、場合によってはそういう形はあると思います。

ただ、今回については先程事務局からお話がありましたように、これを最終段階だけでこちらで審査をするということですので、ある意味では柳委員がおっしゃる責任の部分もその段階における限定的なものになってしまわざるをえないと思います。その点は理解していただいたうえで、今の点だけ議論しているとそれで終わってしまいますので。

できれば、個々のご提案、コメントについて委員間の中で確認をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。平山委員。

平山委員 私も 17 番なのですが・・・。

村山委員長 順番に行かせていただいてよろしいですか。すみません。

それでは 1 ページのあたりで、遠藤委員、満田委員からご意見が出ていますが、このあたりをちょっと確認いただいて、何か付け加える点、あるいは特に「要求」という項目については先程お話ししたとおり、審査会としてはかなり強いものになりますので、こういった形で委員間の中でよろしいかどうか確認をいただきたいと思います。

遠藤委員 私は「要求」ということで出したのですが、これはやはり重要なことだろうと考えてです。内容から 1 番、2 番をまとめていただいてけっこうだと思うのですが、その辺は満田委員のご意見をいただいて決めてください。

満田委員 代替案について、アプローチ道路の長さや橋梁の長さだけで決めるというのは、かなり短絡的に思えます。現に各サイトの記述を見るだけでも、かなりの違いが分かってきますので、そういうものを考察に加えるべきではないかと思いました。

村山委員長 その 1 番、2 番については、両方をまとめるような形で要求項目という形のほうがよろしいですか。その他よろしいでしょうか。

それでは、2 ページ目のあたりに入っていて、4 番についても満田委員ですね。

満田委員 これも代替案の比較についてなのですが、2 案の比較で、最終的な Mawa-Janjira 案を選んだ理由の書きぶりがあいまいなので、移転にかかるコストのみを見ると、明らかに Paturia-Goalundo 案のほうが用地取得・移転の影響は少ないです。にもかかわらず、こうこうこういう理由で最終案として Mawa-Janjira 案を選んだということを明記すべきだと考えた次第です。

杉前委員 今の意見は 1 ページ、2 ページ目に記載のコメントについてであり、私のコメントは他のページに書かれていますが、今の意見に関連しますので発言します。四つの代替案などについても、いろいろ比較されているわけですが、いわゆる環境を含めたいろいろな面での影響について、例えば Without EMP、With EMP といった風に比較されていますが、EMP あるいは Mitigation Measures を具体的に書かずに、二つを比較したらこちらのほうが良いといったような記述がたくさん出てくるわけです。これでは、全く判断のしようがない。結果ありきの中での環境影響等の評価という感じがしてしょうがないのです。これらが Environmental and Social Conditions あるいは Environmental Studies というようなところにもたくさん出てき

ており、これらもコメントのしようがないということです。代替案を検討したということだけで、中身をそう深く考えているように思えない。そのような中で、ここに橋を造るのがベストであるという結論をなぜ急ぐのかという感じがしてしょうがありません。

村山委員長 ありがとうございました。

1 ページ、2 ページ、特に1 番、2 番について代替案を設定する根拠ということだと思えます。今の杉前委員のご意見については、それをどのように評価をしたのかという内容が明確に分からないという。

杉前委員 EMP によってネガティブな影響がだんだん軽減されるというようなことを、例えば Impact value が - 3 から 0 になりますとか、あるいはプラス幾らになりますと書いてあるのですが、全く根拠を示さずに比較されてもどうしようもないということです。

村山委員長 分かりました。いずれにしても、この1 ページ、2 ページの要求項目についてはこういう形でのよろしいですね。

杉前委員 ええ、評価をもっと的確にして代替案を作成することといったところを追加していただきたいと思っていますが。

村山委員長 分かりました。

それでは、5 番に行きましょうか。5 番は満田委員でしょうか。

満田委員 これは住民移転のスケジュールに関するコメントです。これは要求といいますが、要望でしたか、もう少しランクの低いものだと思うのです。要は住民移転関連のスケジュールが非常に漠としていて、それがまた工事スケジュールや全体スケジュールにリンクされていないという印象を受けました。これは先々、要は非常に大きな社会的影響があって、特に住民移転の影響は大きいとされていますので、そのフィージビリティを見る段階でも重要になってくるのではないかと思います、ここに書かせていただいたような提案をさせていただいています。

村山委員長 今の点で何かご質問、ご意見はよろしいでしょうか。

それでは次に3 ページ、6 番、7 番です。これは遠藤委員、満田委員です。二つとも要求ということですが、遠藤委員。

遠藤委員 書面質問で確認させていただいて、Appendix に書いてあるというのは分かったのですが、過去にいろいろ使われた評価方法に対して、このプロジェクトでもこれを使用することの妥当性を記述すべきということで、要求を入れました。

満田委員 ここでコメントしている Table7.10 というのは、Chapter 7 に示されている各影響項目を重みづけしまして、With EMP と Without EMP の際にどういうことになるのかというものを示した要約表です。

これは皆さんが見ても非常に納得いかない点が多かったと思うのですが、これは例えば住民とのコンサルテーションとか、ステークホルダーのコンサルテーションを経て、みんなの合意の下に作っていった結果であれば、ある程度非科学的であろうと、非常に重要なアウトプットとして評価すべきものかなと思っていたのです。しかし、必ずしもそういったプロセスは踏ん

でないらしいというようなお答えがありました。一番気になったのは、やはり杉前委員と同様に、EMP の前提と範囲が不明確なことです。事業がよく分からない EMP によって非常に改善される、環境がよくなるというような印象を与えかねないような表になっていることが気になりました。それは関係者に誤解を与えるものだと思います。

それから、EMP には社会的な Mitigation Measures は含まれていないということでしたので、その With EMP によって住民移転、社会影響が劇的に緩和することは少なくともありえないだろうと考えています。その辺をよく検討されて、修正いただき、関係者ともそのことをシェアして誤解のないように、事業によって、この程度の環境影響、社会影響が発生する事業だよという認識の共有をするために使っていただくのがいいのではないかと思います。

村山委員長 今の点は杉前委員からも出ていたところだと思いますが、何か付け加えることはありますか。

杉前委員 全く同感といいますか、これが環境影響評価としたら、全く考えられないということですか。

村山委員長 分かりました。

倉科 EMP のところですが、先程申し上げたように、今回の F/S でやろうとしていることは、EMP 自体をディテールにやるということではなくて、フレームワークまでということをやっています。ですから、多分専門的に御覧頂くとまだ中身が曖昧だということなのかもしれません。今回はまだフレームワークで、さらにディテールのところとなると、どういうアクションなのか分かりませんが、ここにこういう道路になるとか、そういうことが決まってから見直しをして、さらに詳細な検討が必要だと思うのですが、今回はまだ概算なので、まだそこまではやっていないというのが現状です。

杉前委員 今のご意見をお聞きするというのは、非常に意外です。環境アセスメントの考え方が全く分かっていないとしか思えない。建設をするあるいは計画を立てる段階でどういう影響があるかということのを的確に把握しておく必要があり、見直しの話ではないのです。アセスメントの場合はある程度実現性のある Mitigation 方策等を示すことが必要で、これは日本のアセスメントからいったら全然通らない話です。途上国なので、それはやむなしとも思っており、完全なものをとは思っていませんが、例えば日本が 100 点とすれば、10 点もないだろうと思っています。あとの実施の段階や次の段階で手直しをする以前に、入り口のところで的確なことをやらないといけない。EMP あるいは Mitigation Measures がほとんど明らかになっていない。対応策を 2 行か 3 行書いて、それで事足るとし、そして一応これは事前ですから、というのは全くと言っていいほどおかしいと思っています。

村山委員長 今の点は質疑応答の段階でクリアになっていると私は理解しています。枠組みを提示するだけというご回答をすでにいただいていたと思います。

今日は意見交換というよりは、委員の方々の間の見解の調整をメインに置きたいと思いますので、よろしく願います。

杉前委員 分かりました。ただ、EMP を今の段階でももう少し的確に、あるいはもっと具体

に出していただきたいと。この線はちょっと妥協できない問題だろうと思っていますから、一応そういうコメントで。

山村 EMPという言葉を使いますと、またこれまでのような誤解を招くおそれがありますので、Mitigation Measures につきましてはより具体性を書くべく、コメントいただいたとおり検討して、ファイナルレポートに反映させたいと思っています。

杉前委員 それはけっこうです。私は後ろのほうで Mitigation Measures あるいは EMP をと書いていますが、EMPになると少しオフィシャルなものになるというのであれば、Mitigation Measures として書いていただければけっこうです。

村山委員長 ありがとうございます。

それでは時間の関係もありますので、先に進めさせていただきます。申し訳ありませんが、4ページの特に要求の事項について付け加える点があれば、お話しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは5ページの11番、12番あたりです。杉前委員のご意見は要求事項ということでよろしいでしょうか。

杉前委員 11、12、あるいは13、14は今申し上げた意見と重複しますので、もう言及はしません。次に大きな問題は、砒素の問題です。この調査は、この地域が砒素の高濃度地域であるということをはっきり言い切っているわけです。そうすると、今まで川の中でおとなしくしていた砒素を掘り出してどう処理するのかということです。砒素は必要に応じてきっちりと処理すべきだと思います。それから、砒素が出てくるということは、アンチモン、セレン、テルルといったところが必ず出てきます。ですから、まず砒素濃度がどの濃度レベルにあるのかを的確に把握する。セレンについてはあまりご存じない方もおいでかもしれませんが、人の健康の保護に関する環境基準の定められている項目でもあります。セレンで牛が死んだなど、いろいろな例はすでにありますから、これは建設土壌として使うから大丈夫だといった発想をやめて、砒素が高濃度であるということが分かっているのですから、きっちりと調査していただきたい。これを私は力説しておきたいと思います。

村山委員長 ありがとうございます。

それではよろしいでしょうか。そうすると、14番まで進めさせていただいたということでもよろしいですか。

15番は満田委員。

満田委員 私はこの報告書を読ませていただいて、特に住民移転の事前調査は非常によくやられているという印象を受けました。報告書には、これからが大変なのだと、住民移転計画はこれから作っていくので、これはあくまで簡易な枠組みを提供しているにすぎないということが強調して書かれてあります。そのこれからの部分を誰がいつ何をするのがちょっと弱いかなという気がしました。特に、今後、RAPを作っていくに当たっての住民の協議計画というのが、ここのコメントに書かせていただいたような形で検討されて、より具体的に記載される必要があるのではないかと感じました。

村山委員長 それでよろしいでしょうか。時間の関係もありますので、とりあえず全体をごらんいただいたうえで、最後にもう一度全体を通してご意見をいただきたいと思います。

7ページの「要求」でいきますと、先程の平山委員、17番をよろしくお願いします。

平山委員 すでに柳委員や杉前委員も触れられたところに関するポイントというのがかなりあります。報告書そのものに対して非常にフラストレーションを感じるのです。きちんと説明されていない、ここのところを見ていきたいと思ったら何も書いていない、一体これは何だというのがあります。そのかわり、見出しなどにはかなりりっぱな言葉が使われています。私の要求としては、一言短く、「建設後の騒音等の状況について予測・評価を行うこと」とだけ書いてあるのですが、これはこれまでにいろいろ質問を申し上げたときに、言っておられる話というのは単なる現状のモニタリング程度の話しかなくて、こんなものはEISやIEEともいえないようなレベルのものではないかと。それならそれで、EISなどという言葉を使わずに、単なる予測の評価といったことだけでおやりになるべきです。その言葉をお使いになるのであれば、きちんとそれなりの中身を、フレームワークだけではなく、抽象的な結論だけではなく、きちんとした根拠を持ってやっていただきたい。

それから、最初の柳委員が自分たちの責任ということをおっしゃいましたが、私もそのことは非常に思っています。ここでこれを通してしまうと、例えば私が見ていたにもかかわらず、環境影響評価(EIS)として通すことができるものだと思われると、非常に心外なのです。これはカンボジアの一号案件についてもありますが、これは別のところで同じようなことを申し上げたいと思うのですが、現在まで2件対応しましたが、そのような不安が非常についているということです。

この17番の(1)のところでは申し上げた部分というのは、これは環境影響評価とは全然いえないような中身である。それをどこまでおやりになるかは分かりませんが、EISという言葉を使うのか、使わないのか分かりませんが、そのところをしっかりと、少なくとも予測・評価ぐらいはやってほしいという、言ってみればフラストレーションを込めたかなりきつい表現であると申し上げておきたいと思います。

村山委員長 ありがとうございます。

満田委員は要求項目という扱いでよろしいですか。

満田委員 同じことなのですが、私が感じたのは、建設期間中の影響と供用期間中の影響を分けたほうがいいのではないかと。今は、この二つが混同されてしまっているので、分けないと漏れが出る恐れがあります、今は特に供用期間中の影響についてはほとんど評価されていないという印象を受けました。

村山委員長 ありがとうございます。

それでは、次に18番、19番、20番のあたりで、18番についても「要求」ですね。20番はどなたでしょうか。これも満田委員でよろしいですか。

満田委員 コメントが多くて恐縮です。18番に関しては、Social Impactについて住民移転の影響というものに注目して、それのみしか書いていませんでした。ですから、例えばここに

書かれているような他の影響も必ずやあるはずなので、それについては Social Impact として評価をすべきだというコメントです。

満田委員 20番はご専門の委員がいたらご意見をお聞きしたいところなのですが、橋梁の2kmぐらい上流に大きなChar(中洲)がありますが、そこへの影響は一体どうなるのだろうかというのが、前回ご説明をお聞きしても、うちに帰って地図を見直してみても、私はちょっと心配になってきたわけです。確かにジャムナ橋とは違う、川幅は狭まらない、ただし護岸は造ると。今までダイナミックに堆積と浸食を繰り返していたような大河川に護岸を造って固定したときに、特に雨季などにどのような影響が上流の砂州に生じるのか。この砂州はやがては消えてしまうものだというご説明を受けたのですが、それにしても浸食の拍車がかかるとか、より脆弱な環境になるかもしれない。ならないかもしれないのですが、その辺の評価は、いつの段階で実施して、どのように住民に説明するのか。これは適切な社会配慮をしなくてはならないということが非常に重要ですし、ぜひこの辺を慎重にもう少しご検討をされたほうが良いという趣旨の要求コメントです。

村山委員長 その他、21番、22番、それから次のページの23番、24番あたりで要求というのは・・・。21番はどういう扱いにするとお考えでしょうか。

満田委員 これは要望ではなくて・・・。

村山委員長 提案でよろしいですか。

満田委員 提案でけっこうです。

村山委員長 それでは、22番の要求が満田委員から出ています。10ページの上のほうですね。

満田委員 これについては書かれているとおりです。

村山委員長 分かりました。

23番の遠藤委員は提案でよろしいですね。24番は先程の柳委員のお話ですね。もし、追加であれば。

柳委員 追加というか、1番目のプログレス・レポートの作成のベースのフェリー輸送の基礎データがいろいろと摘出されていますが、私が下に書いてあるようなフェリーの具体的なデータを提示してくださいということが要求事項です。

村山委員長 分かりました。

それでは、ひととおりご紹介をいただきましたが、はい、田中委員。

田中章委員 今、お手元に行っていないなくて申し訳ないのですが、前回、私がちょっと順序を間違えて、最初に要求や提案のところも出してあります。それは自然環境についてのところですよ。それについてもここにそのまま載せていただくということでよろしくお願いします。それはコピーをして、再度分けていただくことにしました。

村山委員長 そうですか。分かりました。作本委員、お願いします。

作本副委員長 柳委員の質問とかかわるのですが、我々もこの答申のコメントを作るに当たって、環境社会配慮ガイドラインに合わせて検討するというのが念頭にありますが、この「環境

社会配慮」という意味合いは、かつての物理的な公害、あるいは自然生態系への影響だけではなくて、今、国際的に最も議論されているような途上国の人たちの貧困問題や飲み水問題なども、人を中心とする社会配慮を必要とする環境問題そのものです。そういう意味で、今回のこのプロジェクトというのが、1200億円という大きな額を動かすものであって、我々がここで簡単に右から左にパスさせるわけにはいかず、やはり慎重な検討がどうしても必要なのです。1200億円というお金は、彼らの国家予算の1割から1割5分にかかる金額です。ということは、今、途上国で最も懸念されているように、いわゆるODAを通して、借金漬けになるという可能性がります。本当にそれが社会に役立っているのかどうかというところを、すでに支援委員会で経済的な側面も含めて検討したのであれば結構ですが、その文章を私は見ていませんので、やはりそれは安易に議論を通すわけにはいかないのです。それは我々の少なくともこの「環境社会配慮」という重要なポイントであって、そこから出発すべきであって、本当に彼らの社会に役立たないものだったならば、“No”と言うぐらいきちんとした姿勢を持たない限りは、この審査会として私はやっていけないと思っています。

村山委員長 分かりました。それでは、杉前委員。

杉前委員 私も書いてある項目については「要求」としてくださいということです。

村山委員長 すみません、番号をお示しいただけますか。

杉前委員 11が全てです。12も全てです。13も全てです。14の(1)については感想ですから、これは意見でけっこうです。(2)は「要求」です。

村山委員長 今の点は「要求」ということで提言したいということです。

それでは全体を通じて何かご意見は、すでにお出しいただいたと思いますが、特に「要求」扱いをする項目については審査会としてもかなり強い求めということになりますので、こういった形でよろしいか。あるいは「提案」の中でも「要求」の扱いにしたほうがいいようなものがあれば、逆にお出しいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、もし事業部から何か最後にコメントがあれば、バン格拉デシュ事務所のほうでも何かありましたらお出しいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、最初の議案のバン格拉デシュパドマ橋の協議についてはこの程度にさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

今後の作業は、一応委員の間でメールベースで整理をしていただいたものを回していただいて、それである程度合意ができれば、次の審査会の中で確認をしていきたいと思います。もし、何か意見の不一致がどうしてもあるようでしたら、また議論をするということになると思いますが、そういう形でよろしいですか。ありがとうございました。

それでは、次にフィリピンのメトロマニラの案件に移りたいと思います。最初の段取りの紹介でありましたように、夏原委員には非常に申し訳ないのですが、カンボジアの国道一号線の案件について担当いただいている委員の方々には別室で、事前のご検討をお願いしたいと思います。

移動

2. 「フィリピン国メトロマニラ中心地域排水機能向上計画」中間報告書の答申案協議

(担当委員：原嶋・平野・川村・中谷・作本・和田)

村山委員長 それでは時間の関係がありますので、再開させていただきたいと思います。それでは先程と同じような形で、いただいているコメントについて内容を確認して、特に「要求」「提案」「その他」というつけ方について委員の方々の見解の一致をできるだけ取っていきたいと思います。枚数がけっこうありますので、できましたら「要求」の部分を中心に進めさせていただければと思います。

それでは1ページ目から行きたいと思いますが、1番、2番、3番のあたり全体について、1番は「提案」ですが、川村委員、何か追加でコメントがありますか。

川村委員 1番はむしろ JICA に対して提案をしたという一般的なものなので、この対応の文章の趣旨がよく分かりませんでした。JICA に対する提案という位置づけでコメントを答申に入れていただければそれでいいのではないかと思います。

村山委員長 それから、2番の「要求」も川村委員ですね。これでよろしいですか。

3番「その他」ですが、何かあれば。

川村委員 これは、対象がどちらかといえば審査会自身なので「その他」にしました。環境社会配慮ガイドラインおよびこの審査会を始めたときの議論の仕方では、このようにM/PとF/Sが並行して行われるということを必ずしも想定していなかったわけです。ところが現実こういう案件が起きている。では、そのときにガイドラインをどのように適用するのか。審査会ではどういう位置づけで議論をするのかということを検討したほうがいいのではないかと思います。これも「対応」ということで、「個々の案件毎に適用範囲を決めることが適当と判断する」というような回答があるのですが、これはむしろ審査会とJICAが議論しながら決めるべきことなので、このように一方的に言われても困るということです。

村山委員長 むしろこれはそういう意味では対応を求めるといよりは、審査会としてどのような形で進めるかということですね。分かりました。そういう意味では、答申案を含めるといよりは、こういう偏りが審査会にあるという指摘でよろしいですね。

小島 環境社会配慮審査室の小島と申します。

今回、M/PとF/Sが川村さんいわく並行ということになってしまったのは、本来であれば、M/PのあとF/Sをちゃんとやっているのですが、部分適用ということで今回の審査は報告が遅れてしまったので、こういう事態になってしまったということです。通常であれば、ちゃんとM/PのあとにF/Sをやるという順を追って行うプロジェクトがすべてなので、その点はあまり心配要らないのかなと思います。以上です。

村山委員長 そうすると、今回に限ってはM/PとF/Sは時間的にはずれて、M/PのあとF/Sが行われたけれども、報告が同時になってしまったという理解でよろしいですか。

小島 はい。ですから、皆さんに見ていただいたインテリムレポートも8月段階のもので、それがM/Pの成果として出てきているものですが、それと同時に現地でF/Sのほうにも着手しているということになります。

永石 少し補足しますが、時系列的に考えた場合には、M/PとF/Sが同時並行ということは今までのケースとしてはほとんどありえません。通常は、M/Pをやったあとに、その中から幾つかのフィービリティのあるプロジェクトを選択して、F/Sのスタディをやるというパターンです。今回、たまたまこの審査会をやらせていただいたのが、ちょうどM/Pが終わったタイミングだということで、もしかしたら皆様にはM/PとF/Sを同時にやっているという印象があるのかもしれませんが、基本的にはそれはないということをご理解ください。

村山委員長 はい。ただ、私が川村委員の意見から少し感じるのは、当初ガイドラインに考慮していたのは、M/Pについての最終的なドラフトファイナルが出て、それがファイナライズされて、そのあとにF/Sが来るという理解だったような気がするのです。そういう意味では、インテリムからF/Sに入るというところがちょっと違和感を覚えるのかなと思います。それは本筋ではありませんので、また後で整理をさせていただきたいと思います。

それでは、個別のコメントで4番、5番、6番、7番あたりで特にご意見がありましたら、お出しいただきたいと思います。特に要求コメントを出されている、これも川村委員ですね。

作本副委員長 5番に「提案」として入っていますが、今回の下水道にかかわって、また料金引き上げ等の問題が出てくるかと思うので、そういうことに関しての連携がインテリムレポートにほとんどありませんでした。やはりすでに行政では飲み水について料金が取られており、一部ではもう下水道料金も徴収されているのだということを見聞きしています。やはりこれから下水道料金でもってどれだけ返済していけるのかということの中長期見込みとして出していただきたいと思います。以上です。

川村委員 6番についてですが、これも実は先程の、なぜ並行と私が考えたかということとも関連しているのですが、このM/Pの中で再居住の在り方についてさまざまな提案がされているわけですね。その提案を必ずしも踏まえているとは思えないような形で、実際優先プロジェクトについて進められているということがあるわけです。

ここで挙げた“Preparation of Guideline of Framework for Social Awareness”というのは、再居住を中心としたガイドラインなのですが、それを同時進行でもしやるならば、その中でこの部分については確実に相手の政府に対して実施を求めるといような形が要るのではないかという趣旨で、区別するべきだということを言っているわけです。責任の明確化、あるいは費用の基準の統一等々がやるべきこととして挙げられているわけですが、それが必ずしも煮詰まらない形ですでにF/Sが進められていると。これはそのまま提案がないがしろにされてしまうという形に実態上なってしまうと、そうならないようにちゃんと区別をして配慮すべきだと。本来、もしそうあるべきでないと考えれば、それをもっと明確にし、F/Sを後にずらすべきだということです。

村山委員長 7番についてはいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、次に行かせていただいて、8番、9番(4~5ページ)のあたりです。8番は和田委員から出ています。どうぞ。

和田委員(JICA兵庫) 8番に関してコメントをしますが、Informal settlersというのは、これまでも協議、もしくは彼らの住民参加の在り方ですが、これが2番の川村委員の「要求」に対する「対応」のところにも若干取り上げられています。2ページの一番上ですが、「ワークショップ等の参加者のリストはレポートに添付しています」と。このレポートに添付している参加者のリストを見ても、ワークショップ等で Informal settlers が参加したというようには読み取れないのです。これはそのとおりの理解でよろしいのですか。前回の審査会の少し前に送っていただいた事務局説明からも、そこははっきり分らなかったのです。そういった理解の前提での「要求」となっています。

村山委員長 それでは、事実関係の確認が必要だと思います。何かありますか。

田中元 実際、“Informal settler”と出席者が自分で書くことはありません。具体的に誰が Informal settler かは、現地で確認しない限り分かりません。一応 Informal settler を含めたステークホルダー、それから LGUs、バランガイの人たちを集めてワークショップをやっています。

和田(JICA兵庫) 細かい点をあまり議論してもしかたないのかもしれませんが、リストの肩書きを見ると、エンジニアとか、バランガイの長だとか行政の立場の人の肩書きがかなりたくさんあったように思うのですが、そのような人と少なくとも Informal settlers は重なっていないですよ。

田中元 必ずしも Informal settler がエンジニアではないということはありません。Informal settler を主体にしているワークショップは、どちらかといえば、Barangay Cluster Workshop が中心になっています。それから、これと関連して、環境調査(EIA)のなかで、Social Development Workshop を、移転対象の Informal settler だけを対象にしたワークショップを実施しています。これはまだレポートの中には入れてありません。

村山委員長 よろしいでしょうか。それでは次の9番、10番、11番のあたりです。作本委員、川村委員、何かありますか。はい、作本委員。

作本副委員長 11番ですが、廃棄物対策というのは本来の事業とは離れている感じがしますし、むしろ周辺の事業と呼べるかもしれないですが、廃棄物対策についてはやはり相手国政府にきちんと政策を提言するという方向で明確にさせていただきたいと思います。

川村委員 むしろ「対応」のところで「説明願います」というのがあるのですが、要は私の書き方が分かりにくかったということだと思うので、若干補足をしますと、要するに環境社会配慮ガイドラインでは、それぞれの計画策定時に、その策定を踏まえた、インテリムならインテリムを踏まえた住民との協議をやらなくてはならないということが規定されているわけですね。一般的な住民からの意見の聴き取りではなくて、そういう報告を踏まえた協議というのはどの部分にあるのかというのをちゃんと明記しないと、ガイドラインに照らしてどうなるかということとは分かりにくいという趣旨です。

中谷委員 植生、あるいは土地利用の情報があったらぜひ書いていただきたいということです。

田中元 これは多少誤解があると思います。パシグ川流域は今回の調査範囲とはちょっと違うエリアになります。実際にパシグ川流域は700km²ありますが、今回の調査地域であるマニラ首都圏中心地域を通過しています。そしてマニラ首都圏中心地域は73km²です。調査エリアについては、先生のご指摘の自然環境の調査結果については報告書に記載する予定ですが、パシグ川の全流域についての報告は調査資料がまだあまりないので、難しいと考えます。

村山委員長 14番、15番、16番、提案ということで作本委員ですが。

作本副委員長 特にありません。

村山委員長 17番、18番です。18番は原嶋委員の要求ということですが。

原嶋委員 ご回答の中に記載いただくということです。

村山委員長 それでは今までのところでのよろしいですか。それでは19番、20番、21番です。20番については和田委員から要求項目が出ています。

和田委員 (JICA 兵庫) この20番の「対応」で、「必要のない非自発的住民移転を拡大しないことはもちろんです」と。それは言ってみれば当たり前のことで、私が言っているのは、非自発的住民移転が避けられない場合であっても、要するにその必要性があるので非自発的住民移転が認められるということですよ。ですから、必要性は非常に明確になっていなければいけない。ところが、レポートを読んでも、そのところが非常に重要なのにあいまいだということを指摘しているわけです。ですから、必要性があるというのは事務局説明と、12月12日の審査会の議事録等を読めば、多少ぼんやりとは分かるのですが、そのところをしっかりと明記してほしいというのが私の要求事項です。ですから、この「対応」では答えになっていないということになります。

村山委員長 はい、分かりました。そうすると、答申案の原案としては、Informal settlementsの対応の必要性を明確にすることという形でよろしいでしょうか。

和田委員 (JICA 兵庫) はい、簡単に言えばそういうことです。

村山委員長 分かりました。

原嶋委員 この調査というのは選定した事業に伴ういろいろな懸念がありますが、その中で投棄場所を失った廃棄物の処理について、事務局の以前のご回答で、正規に回収処分しても十分に最終処分の能力が残されているということです。これは定性的にはそうかもしれませんが、定量的な評価をぜひ加えていただけたほうがよろしいのではないかと。

村山委員長 はい、ありがとうございました。

それではそのあとの22番、23番です。23番については平野委員からですが、今日のご欠席ですので、こういう文言であるということをご確認いただきたいと思います。

それでは次のページをめくっていただいて、24番、25番です。25番については和田委員、お願いします。

和田委員 (JICA 兵庫) 1点だけ質問になるのですが、排水能力が阻害されるという記述が

レポートの中に何か所があったのですが、ある箇所では約半分阻害されると。阻害されるというのは、具体的にいうと、ゴミ廃棄物の不法投棄などです。そういったものによって約半分の排水能力が阻害されると書かれてある部分と、別のところを見ると、60～70%阻害されると書かれている部分もあります。数字的にはかなり違うわけです。そのところの原因がもう一つよく分からなかったのが、こういう書き方になったのですが、この数字の違いというのは何か原因があるのでしょうか。

村山委員長 今の点の事実確認ということで、いかがですか。

田中元 書き方に統一性が欠けていました。具体的にこの評価の仕方としては、確率年が10年規模から2～3年程度まで。その場合、降雨量で見ると6割前後というところからそういう記述になってしまったのです。これは気をつけます。

和田委員（JICA兵庫） はい、分かりました。

村山委員長 では、今の点を踏まえたくて最終的な答申案をと思います。

それでは、26番、27番あたりは平野委員ですね。12ページに行かせていただきます。28、29も平野委員ですので、確認をいただくという他ないのですが、30番、31番、32番、33番ですが、32番は中谷委員、何かありますか。33番も平野委員ですね。

先に行かせていただきます。14ページの34番、35番、36番あたりは原嶋委員、川村委員ですが、何かコメントはありますか。

川村委員 私は36番なのですが、これも必ずしもM/Pとは関係ないことなので、どのように扱ったらいいかと悩んでいたのですが、要するにこのM/Pの報告書を読む限り、M/Pで提案されていることとは関係なしに、事実上立ち退きが行われているようなことを思わせる記述があるので、もし、そうであるならば、このM/P自体の意味がよく分からなくなってしまうので、これはむしろF/Sに関係するのかもしれませんが、その実態について何らかの形で報告していただく必要があるのではないかという趣旨です。

田中元 36番の事実関係を説明します。現在、M/Pが終わって、9月からF/S調査を実施中です。実際、調査を進めるに当たり、M/Pの段階では全体のInformal settlerのうち、水路の中に居住するInformal settlerについて、概数を把握しています。そして、F/Sの段階では環境調査の一環として、優先プロジェクトにかかわるInformal settlerを対象にPublic consultationを実施しているところです。そして、実際に移転先等については、現在DPWHが中心になってResettlement Action Planの準備を進め、National Housing Authority（NHA）が移転先候補地について住民に説明しています。これが調査の現状です。そして、この調査は3月で終了しますが、その後、DPWHが環境調査および環境許可の取得、その後、Resettlement Action Planとめていく予定になっています。

川村委員 確認だけですが、ではそのF/S対象プロジェクトにおける立ち退きというのは、 balanガイにおいては行われていないという理解でよろしいのでしょうか。

田中元 立ち退き等については、実際はまだ実施していません。ただ、 balanガイで将来立ち退きの対象になる人に対しては、F/Sの内容について、 balanガイ、 LGUsも含めて説明をして

います。

村山委員長 よろしいでしょうか。

それでは次に、37番、38番のあたりは川村委員から要求項目ということですが、今のとかわるお話でしょうか。

川村委員 37ですが、これはM/Pの中で、いわゆる“Professional Squatters”もしくは非合法の人たちを補償対象から排除する必要があると非常に強調されていたので、その根拠はどうかということを確認したのですが、この「対応」というところを見ると、そういう人たちはあまりいないということになっていますよね。ということならば、そもそもこういう記述自体がどこまで必要があるのかということも含めて、ちょっと考え直さなければいけないのかなという気もしています。私も要求内容の表現を変えなければいけないかもしれません。

38番についても今言ったことと関連するのですが、プロのSquattersの人を排除するべきということを強く提案されているわけですが、当然、誤って排除されてはならないわけで、そのセーフガードというものははっきり明記する必要があるだろうという趣旨です。これも分かりにくかったようなので、若干、表現が問題なのかなと思っています。

村山委員長 今の点ですが、何か事実関係でもし追加があれば。

田中元 少し説明不足のところがあったのかなと思います。現在F/Sの対象として進めているリロケーションの対象のInformal settlerの中には、こういったProfessional Squatters、Syndicatesに係わる人というのは、今のところ報告は来ていません。

これはヒヤリングの結果ですという形でお答えしましたが、これはあくまでも現地政府からInformal settlerに関する具体的な情報として、こういったケースがあるということを記載したものです。ちょっと検討してみます。

村山委員長 それでは、そのあとの39番も川村委員から要求項目として挙がっています。

川村委員 これは「対応」のところで、「最終的には相手国の判断基準に従うことになる」ということで書いていますが、私の趣旨は、JICAの提案としてこういう考慮もするようにということをガイドライン、フレームワークの中に入れておくべきだということです。

村山委員長 その他、40番を原嶋委員からお願いします。

原嶋委員 すでに何人かの委員からも出ましたが、やはり廃棄物の問題とInformalな居住者の問題というのは非常に大きいです。報告書全体を通して、これらの問題に対する対応が最終的には現地や行政にゆだねられている部分が非常に多いのです。これはある意味ではやむをえないのかもしれませんが、調査報告書の中でこの報告書で取り上げた事業に即した対応があまり具体的に描かれていないという印象を全体として持ちました。

特に廃棄物と比べて住民移転については、40番、39番の回答にも見られるように、結果として先方の対応に従わざるをえないということなのです。そうなってくると、私どもの委員会として、特にガイドラインの中でも住民移転の問題というのは非常に大きく取り上げられたと伺っています。こういった問題に答申をするに際して、今後策定されるRAPなどを見ないと十分な判断材料がないとしか言いようがないのです。

こういう状況で、答申を通すという言葉は適当かどうか分かりませんが、この段階で答申を出すということの答申についてどのぐらいの内容を盛り込むのか。細かく非常に厳しいコンディションをつけることがいいかどうかは別として、こういった内容にするのかということについて、ある意味で宣伝になるかもしれませんが、慎重な対応を吟味していただきたいと思います。

村山委員長 今回の点は先程のバングラデシュの案件に関しても通じる点があって、出てきたものについて最初の段階から分かっていたら、ある程度の判断ができたという部分がありますが、今回はこの段階でのものですので、分からない点については明確に、むしろ答申案の中ではこういった情報がないという中で判断をしているということは示しておいたほうがいいと思います。

田中元 具体的に M/P は昨年4月の時点では住民移転の移転先の問題や、浚渫土砂/ゴミの捨て場の問題は、どこに持っていくかはまだ議論の中でした。9月以降、F/S を現地政府側と進めるに当たって、移転については National Housing Authority が7月の会議 (Steering Committee) のあと、8月から積極的に場所の検討をして、現在具体的に、以前 ADB のプロジェクトで開発したロドリゲス市内の移転先を対象に検討を進めています。先程 RAP の話が出ましたが、現在の予定では当調査終了後、まず DPWH が環境 ECC を取得し、そのあと RAP を仕上げるという予定になっています。

それから浚渫土砂/ゴミの捨て場については、前回、ナボタスあるいはマラボンという話をしていますが、今回現地で一応マラボンのフィッシュポンドに処分することで、計画は進めています。補足説明をさせていただきました。

村山委員長 これは個別案件というよりは、全体にかかわる部分で、恐らく審査会がある程度期間が過ぎた段階で何か報告書ではないですが、書面でまとめるということになるかもしれませんが。先に進めさせていただきます。41番から42番、43番のあたりでいかがでしょうか。

川村委員 42番ですが、「対応」のところで「人権についての基本的な理解を欠いていると判断された理由を解説願います」とあります。一般論で言うならば、人権というのはそもそもすべての人にかげがえのないものであるというのが通常理解であるというのがまず1点。第2点で言うならば、だからこそ、この報告書にあったような、だれの人権を優先しなければいけないかというような書き方自体は、人権論の視点から言うならばかなりずれているということです。二つめで言うならば、この環境社会配慮ガイドラインの中でも、「国際人権教育をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重しなければいけない」という表現が出てきています。そのことで言うならば、「人権」という言葉を使う限りはそういう原則をちゃんと踏まえた表現をしないと、不適切だということがいえるのですが、ここに出てくる表現は非常に抽象的、一般的です。こういう形で JICA の報告書で「人権」という言葉が使われることになると、推薦文というのは作らないほうがいいだろうという趣旨で指摘をしたわけです。

村山委員長 答申部分としては長いように思いますので、少しおまとめいただけますか。それでは43番は……。どうぞ、和田委員。

和田委員（JICA 兵庫） 先程の 42 番の川村委員のコメントに私も補足したいのですが、要するに川村委員の意見に基本的に賛成なのですが、人権というのはだれかの人権とだれかの人権を比べるような性質のものではなくて、人権というと非常に大げさな言い方になるので、権利でいいと思うのですが、権利があってそれを制限される場合というのがあるけれども、制限される場合に明確な根拠が必要であるという発想だと思うのです。川村委員が書かれているのもその趣旨だと思うのですが、その発想が表れていないと。何か Informal settlers とそうでない人たちの人権を比較するような表現になっているというところが問題なのではないかと思えます。これはあくまでも 42 番に関するコメントです。

43 番に関してはこれまで議論されていて、重複になるのでけっこうです。

村山委員長 はい、分かりました。

それでは 44 番、45 番、46 番あたりはいかがでしょうか。特によろしいですか。

それでは、そのあと、47 番、48 番。48 番は平野委員ですね。49 番も平野委員ですね。それでは、そのあと 50 番から最後までです。原嶋委員と中谷委員から要求が出ています。中谷委員から。

中谷委員 浚渫工事がかなり大規模に入ると思いますし、それで今、下流域で自然環境に対する影響がないと判断されているようですが、その理由をご説明いただきたいと思います。

原嶋委員 52 番については中谷委員と重複します。53 番については、8 番、9 番、10 番のサマリーの部分と本文の部分は同じですので、その部分での要求です。いわゆる浚渫された土砂の処分についていろいろご指摘もあったので、明確に提言をされたほうがよろしいのではないかとということです。

村山委員長 ありがとうございます。

それでは、ひととおりご意見をいただきました。何かありますか。

田中元 50 番についてですが、“lack of resettlement sites” と “inclusion of social costs” だけをつないだ表を作ったのですが、そしてこれは誤記ではないかというサジェスションがありました。これは social costs を移転計画の中に入れていないために、この移転先がなかなか開発しにくいという意味で入れてありますので、誤記ではありません。

原嶋委員 ちょっと手元にありませんが、多分、social costs とされたことに異議があるというよりは、むしろ他のアイテムが幾つかあったという記憶があるのですが、それとの関連性というのは非常に重要な部分があったのではないかと、拝見したときに思いましたので、誤解を招いて申し訳ないですが、social costs とされたことについて異議があるというよりは、むしろ他のファクターとの関連性もあったのではないかとということで精査いただきたいということです。

村山委員長 それでは、その他何か。ちょっと飛ばしてしまった点で追加コメントがあればお出しいただきたいと思います。それから、特に「要求」と「提案」についてはああいう形でいいかどうか。もし少し修正すればいいというところがあれば、今お出しいただきたいと思えます。はい、どうぞ。

田中元 今出してもらった意見ですか。

村山委員長 どうぞ。

田中元 先程の財務のところの5番ですが、下水道料金等の値上げによって排水施設の維持管理費用を賄うという話題がありました。通常雨水排水は公共事業として扱っていますので、公益事業の上水あるいは下水の費用によって負担することは通常ないので、そういう回答をさせていただきました。ただ、維持管理費が全体に政府の中で軽く扱われているので、それを強化していきたいという提言をしています。

作本副委員長 すみません、表現の誤記があります。9番の下から4行目の「明確な表として」というところは「表現として」ですが、どこかの過程で落ちてしまいましたので、「表現」と直してください。

永石 私の理解不足かもしれませんが、先程の39番や40番のところでは原嶋先生などもおっしゃっていましたが、この住民移転の話については先方で委員会を作って、F/Sのあとになるのだと思うのですが、そのフィリピン南東地域に沿ってやっていくということになるのだと思う。このM/P、F/Sの時点で、こういった答申をされるのかどうか。要するに、これは全体的な話にもなるのですが、この辺はどのようにお考えなのかをお聞きしたいと思っています。

基本的にこの案件だけではなくて、比較的すべてに同じような話があって、その部分の一つ一つの案件の中の答申に入れていくべきなのかどうかというところは、正直言って、私自身は疑問に思っているところがあります。今の場でなくてもかまわないのですが、ここの対応自体を検討していただきたいと思っています。

村山委員長 これは原嶋委員にお聞きするというよりは、恐らく委員の方々すべてお感じになっていると思います。先程のバングラの案件でも、EMPのフレームワークはあるのだけれども、その内容が分からない以上判断ができないというご意見があって、フレームワーク段階での判断のしかたについて、こちら少し考えていかなければならない点ではあると思います。ただ、F/Sの段階でそこまで本当にいいのかどうかというのは、審査会としても何らかの形でご意見を申し上げる機会があるのかもしれない。

永石 そこでひとつ考えていただきたいのは、開発調査といえども、基本的に先方に対する技術移転のようなものが一つの柱になっているわけですから、そこを調査団のほうというか、JICA側で、例えば向こうで委員会ができたところの中でどこまで突っ込んでいけるかということも一つあるのではないかと思うので、そこも考慮していただきたいと思っています。

村山委員長 はい、そのあたりを意見交換させていただく機会があったほうが良いと思います。

兵庫のほうのかた、何かご意見はありますか。よろしいですか。

それでは、今のような形で最終的な答申案をまとめさせていただいて、メール上で回らせていただきたいと思っていますので、できればメールでごらんいただければと思います。どうもありがとうございました。

それでは、若干休憩を入れさせていただきたいと思います。申し訳ありませんが、10分程度の休憩を入れたあと、カンボジアの案件に移らせていただきます。

*** 休憩 ***

3. 「カンボジア国国道一号線改修計画」基本設計調査報告書案答申の協議
(担当委員：遠藤・平山・松本・夏原・田中奈美)

村山委員長 それでは再開させていただきます。第3議案のカンボジア国国道一号線の改修計画に関する案件です。基本的には先程と同じような形で、1ページ目から内容について確認をさせていただきたいと思います。ただ、時間の関係と答申案の内容が、数がかかなり多いことでもありますので、特に「提案」と「要求」では「要求」を中心に議論をさせていただきたいと思います。そういう形でよろしいでしょうか。

それではまず1ページ目ですが、ここでは要求事項。

松本委員 今、別途やったところまでを報告という形ではなくて、また一からやりますか。

村山委員長 どうしましょう。一応、報告いただけますか。では、先程事前に会合を開いていただきましたので、5ページまでご報告をいただきたいと思います。この中に夏原委員のご意見がもし入っていれば、加えてご紹介をいただきたいと思います。

では、田中委員からお願いします。

田中副委員長 先程別室で検討させていただきまして、基本的に1ページ目から4ページ目までは検討を終えています。大きなところだけ申し上げますが、1ページ目が最初の全体コメントです。これに関しては、松本委員と私から二つコメントが出ていますが、これは統合するという形で、両方を含んでいる松本委員の全体コメントを残すということで合意をしています。その他の点に関しましては、要求項目はこのまますべて「要求」という形で答申案としたいと考えています。

あと、これまで4ページまでの中で検討していったところ、17番目と21番目の項目、それからページは飛びますが、9ページ目、39番の平山委員の要求コメントの三つは併せて検討して、これはすべて現在の形のままで要求コメントとして残すということで一応落ち着いています。そのような状況です。

村山委員長 ちょっとまとめすぎていただいたところがあって、確認がしづらいのですが、そうしますと、2ページ目の8番は「要求」という形でよろしいわけですね。

田中副委員長 そうです。8番、11番、それから3ページに行くと13番、14番、それから4ページ目に行きまして17番、18番、21番です。これはすべて「要求」のままです。今のところ、夏原委員のご意見で「要求」に該当するところはありませんでした。

村山委員長 「提案」についてはどうでしょうか。

田中副委員長 「提案」については検討していません。

村山委員長 はい、分かりました。それでは23番まで確認されたということでよろしいで

すか。

田中副委員長 23番まではやっています。24番が途中です。

村山委員長 23番まで要求項目は確認をされたということでよろしいですね。

担当委員の中では夏原委員、今のような形なのですが、一応、ご確認いただいたということ
でよろしいでしょうか。

夏原委員（JICA兵庫） はい、けっこうです。

村山委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、24番から確認をしていきたいと思えます。24番については松本委員からの要求項目
ということですが、この点についてよろしくお願いします。

松本委員 市街地、マーケット部において、三つ出してみました。最初の（1）は擁壁構造
を取る部分があります。擁壁構造は住民の移転、セットバック等を伴いませんので、社会配慮
という意味からいくと比較的好ましい方法だと思えます。これはその市街地の一部しか適用さ
れていません。0+300m～1km+800mの区間にしか適用されていないと。やはりその理由をこ
こに書いてほしい。費用対効果と一言で言っているのですが、そこについて具体的な根拠を書
き加えてほしい。

今、別室での議論の中で、これは書き加えるのだけれども、答申案として出すぐらい重いこ
となのかどうかという質問がJICAから出されました。それに対して私自身の考えとしては、や
はり審査会が発足してまだ間もないので、出すことによって大体の傾向が分かってくると。特
にここは根拠の部分に質問しているというか、意見を書いていますので、今までの議論を聞か
せていただくと、「根拠をちゃんと書いてください」という意見が多いと思えます。そういう意
味からいきますと、全体の傾向というものをつかんだうえで、このJICAが案文の段階から根拠
に対してセンシティブになるということも副次的な効果としてあると思えますので、私は答申
案に残すということを希望します。

村山委員長 今の意見は24の（1）ですね。（2）番、（3）番についてはどういう形にし
ましょうか。

松本委員 （2）につきましては、AC.8-7でJICAから意見が出されています。それも踏ま
えたうえでの意見という形で、私がAC.8-8に入れていますので、こちらをごらんいただいたら
分かりやすいかと思えます。この露天商のことにつきましては、具体的にどういう影響がある
のかと。つまり、露天商については建設後の影響はない、スペースが減少することはないと、
AC.8-8の3ページの「7）コメント24（2）番」というところに、JICAのコメントが書かれ
ています。スペースが減少しないのであれば建設後の問題はないと思われませんが、工事中の営
業が困難になるという影響は残るのではないかということで、答申文案を訂正するということ
で、「工事中のコキマーケットにおける露天商の影響を確認し、必要に応じて対応を検討するよ
うカンボジア政府に求め、JICAはその実施を確認する」と修正したらどうでしょうかという提
案です。

村山委員長 はい、ありがとうございました。

今のものは「要求」ということですが、委員の方々、よろしいでしょうか。では、24番はそういう形でまとめることにしたいと思います。

それから「要求」でいきますと、次の6ページは26、27、それから31のあたりは松本委員、いかがでしょうか。

松本委員 これについては、3番と関係してきます。私はこの審査会で、特に住民移転などといった社会配慮の部分を中心に見る役割を持っていると思います。そこを判断するうえで、やはり住民への説明や住民協議の記録というのは、それが適切かどうかを判断するためにとっても重要な資料です。今、委員長が指摘された26番と27番につきましては、この3番に含まれるということによろしいのかなと思います。

村山委員長 答申文案としては3番に含まれているという理解でよろしいですね。そうしますと、5番は確認されている理解でよろしいですね。

31番については11番と同じということなので、ではここもすでに確認をされたということによろしいでしょうか。

松本委員 そうではありません。

村山委員長 ではお願いします。

松本委員 31番については、AC.8-8でいきますと4ページの10)になります。条件1というのは、第一工区での補償内容に合意をすることがほぼできているということが書いてあるのですが、しかし現状では、例えば合意の取得方法に疑義が提起されたケースを事実確認調査として行っていますし、移転地に関する合意もまだできていません。これは第二次環境社会配慮支援調査で現在進行中という理解です。したがって、こういう重要な調査が進行中の今の段階では、まだこの条件1をほぼクリアしているとはいえないのではないかと思います。少なくとも現段階では、「条件1をほぼクリアしている」という表現ではなく、「事実確認調査や移転地の合意についてのモニタリングが必要である」というふうに改めるべきではないかと思います。

村山委員長 今の内容を31番に対応する答申文案という形にしたいということですね。

今の点はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

上條 環境社会配慮審査室の上條ですが、今のコメント31番のことで質問です。「モニタリングが必要である」という言い方にしたほうが良いということですが、「モニタリング」という言葉遣いはまた別のところであるのです。ですから、今回答申の文言が少し変わったので、例えば40番や38番あたりの言葉はもしかすると調整が出てくるのではないかと。あとはJICAの事務方のほうで解釈すればいいのだと言われればそれでいいのですが、もし必要であれば調整が必要だと思います。

村山委員長 いかがでしょう。文言としては「確認」というような感じにしますが、文案の中に「事実確認調査」というのが入っているので、あえて「モニタリング」という言葉をお使いになったのかもしれませんが。

松本委員 今、上條さんがおっしゃることも分かります。B/Dのここの書きぶりとしては「条件1をクリアした」と言い切ることはできないだろうと、その表現方法を改めるべきである

というのはもともとの答申の文案ですので、基本的に私が申し上げたいのはそういうことであり、それをさらに根拠を書くと、今ご説明したところにあるということです。その根拠を踏まえたいうえで書き直していただくということが私の趣旨ですので、「モニタリング」という言葉にこだわっているわけではありません。

村山委員長 全体を見ていただいたうえで、もし必要があれば語句の統一をお願いしたいと思います。それでは、語句の微修正はあると思いますが、31 番については今のよう形でのよろしいでしょうか。

それでは次の 7 ページ、これは 33 番が要求項目です。松本委員、いかがでしょうか。

松本委員 このページ (P.108 ~ 109) を読みますと、プロジェクトの効果が直接と間接に分かれて、かなり丁寧に書かれています。これはプロジェクトの妥当性を明らかにするわけですが、あくまでこれは妥当性の検証という部分ですので、その裏側にあるプロジェクトが及ぼす悪影響のほうも、本来であれば直接・間接に分けて明記するのが適切だと私は基本的に考えています。

その中で特に現行の B/D に欠けていると思われる点が、道路の整備に伴うモビライゼーションが高まることによる HIV/AIDS の拡大、違法伐採の広がり、人身売買の広がりという 3 点です。これは現在、人間の安全保障という観点からもちろん国際機関が重視している項目です。今回、AC.8-8 の 4 ページの「12) コメント 33 番」と書いてありますが、JICA からの質問の中には HIV/AIDS についてはさすがに含まれていません。ものすごく大量のいろいろな調査が含まれているので、さすがに HIV/AIDS については何か考慮が必要だという認識になったのだと思います。

一方、人身売買と違法伐採についてはどういう根拠かというご質問をいただきましたので、そこに幾つか資料の名前を列挙しています。つまり、南部ベトナムとカンボジアとの間で、要するに少女が売春婦としてつれてこられている現状などというのがあちらこちらに見られているわけで、道路がよくなるということを一方では経済活性化という面から見えるかもしれませんが、こういう問題をさらに深刻化させる可能性も当然指摘されることだと思いますので、こうした部分についても直接・間接的な影響の範囲の中でしっかり記しておく必要があると思います。

村山委員長 文案としては、「(要求)」と書かれている前のかぎ括弧の表現でよろしいですね。今の点はいかがでしょう。何かありますか。

上條 質問なのですが、私どもはこれをいただいて、もともとこれは既存道路があるわけです。これを拡張するという趣旨のプロジェクトなのですが、違法伐採や人身売買ということになれば、そのインパクトを書いてミティゲーションを書くということになると思うのですが、ちょっと私たちの想像の域を超えていて、そこまではかなり難しいというか、どう書いていいのか、どう対応したらいいのかよく分からないというのが正直なところなのです。

松本委員 もちろんこれは最初の段階でちゃんとこういうものに対応しておけばよかったということにはなります。しかし、それを今言ってもしょうがないということであれば、少なくともこのところでは何の調査もしてはいないけれども、一般論としてこの地域でこういう

ことがあるので懸念されるという、間接的な影響として書いておく。

例えば、今、国際協力銀行がタイ ラオス間で行っている第2メコン架橋を使うと、カンボジアと混乱してしまいますが、国際河川としての第2メコン架橋があります。サバナケットとムクダハンの間ですが、これについては例えばB/Dの中でモビライゼーションが高まることによって、HIV/AIDSの拡大がどうなるであろうかという影響調査をしています。したがって、B/Dの中でそういうものを含むこと自体は決して遅くはないと思いますので、そういう対応も可能なのではないかと思います。

村山委員長 そうすると、この段階では具体的な対応を詳しく記述するというよりは、こういう懸念があるという指摘を含めてほしいという理解でよろしいですね。

はい、遠藤委員。

遠藤委員 私はここまで書く必要があるのかと疑問を持ちます。この時点では、整理できないと考えます。まず、違法伐採の車両が一号線を通るかどうかという問題は、少なくとも国境をまたぐラオスなどにつながる道路には可能性があるのですが、この一号線の約50kmの区間を改善したから違法伐採が増加するといった影響はないと考えます。

次に、人身売買の拡大についてですが、私もあの辺の実情は知っておりますが、ベトナムの貧しい人々が出稼ぎに来るようです。人身売買があったかどうかは分かりませんが、基本的にはベトナムの貧困層をさくさない限り人間の移動というのをとめるわけには行かないでしょう。これはガタガタ道であろうと、高速道路であろうと、それほど影響はないと考えます。したがって、この無償資金協力案件だけに限って議論するとき、いわゆる違法伐採と人身売買の拡大をここで述べる必要はないと思います。

村山委員長 はい、ありがとうございます。

他の担当委員のかたはいかがでしょう。はい、田中委員。

田中副委員長 私も遠藤委員のご意見に基本的には賛成という感じなのですが、少しピンポイントで指摘をしすぎているような気がします。この部分に対して「要求」として残すにしても、表現を、例えばプロジェクトの負の影響について、直接・間接に分けて整理し、その他の問題の懸念についても言及することといった答申案コメントにしてもいいのではないかと思います。

村山委員長 表現を変えて要求項目として残すというご意見ですね。

他にはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

松本委員、今のようなご意見ですが。

松本委員 遠藤委員の言い方はあまりに即断的すぎて、これだけさまざまな調査結果が行われ、人間の安全保障の下でこの問題自体が、今、国際的に大きな議論を呼んでいる中では即断がすぎるのではないかと。ただし、その54kmの区間の補修工事がどのくらいインパクトがあるかということについての遠藤委員の指摘はもちろん理解ができます。しかし、道路というのは細切れに整備されていきます。細切れだけを見ていくと、つまりどの道路でもその影響を考えない。しかし、全部をつなぎ合わせると大きな問題になるということはあるわけですので、や

はりそういうことも踏まえてこの調査の中で言及することは私は可能だと思います。

田中委員のご指摘については、私はそれでもいいのですが、恐らくそう書けば JICA から、具体的にどういう影響を想定しているのですかという質問をいただくとおもいます。ですから、結果的には同じことなのではないかと私は思います。

村山委員長 松本委員のご提案の中で、先程のご発言からすると、個別具体的な懸念を列挙するというよりは、一般的なこういう観点での懸念があるという指摘で十分のような感じがしましたので、そういう意味では番号の中に「一般的な懸念」という形で含めてはどうでしょうか。その程度であれば、要求項目として入れてもかまわないかなという気がします。よろしいですか。十分な合意を得るのはなかなか難しいと思いますが、とりあえずそういう形にさせていただいて、またメール上でご意見がもしあればいただきたいとおもいます。

それでは次のページに行かせていただいて、8 ページは 36 番、37 番が要求項目です。これはいかがでしょう。

松本委員 36 番では第二次環境社会配慮支援調査で確認するとされていることについては、しっかりと明記しておいたほうがいいのではないかと、漏れがないようにしておくようにちゃんとチェックをしてくださいというのが 36 の趣旨です。これに対して JICA 側から、それは非常にあいまいであって、具体的にどういう事項ですかというご質問をいただきました。これが AC.8-8 の 5 ページの「13) コメント 36 番」というところですが、これは正直言って、私は非常に遺憾なご意見だったとおもいます。これは回答書などを読めば、確認するとか、フォローすると書いてあるものを拾えばいいことですので、この作業をしると命じられたことについては非常に遺憾に思っています。

しかし、それだけでは話が進まないで、その作業をしました。少なくとも回答書に書いてあった JICA が「今後確認します」とか、「フォローします」とあるものについては、以下、「1 . 洗掘に関するもの」「2 . 道路と家の取り付け」「3 . 移転補償に関するもの」「4 . 住民説明・公聴会に関するもの」「5 . 苦情処理に関するもの」「6 . 外務省による確認・フォローが必要だと判断しているもの」「7 . その他」という形で私のほうでピックアップし、さらに回答書のページ番号を付してあります。ですから、こういう点については JICA のほうで回答書をもう 1 回ちゃんと読んで、自分たちが確認をしようと言っていることについては、今後残されている課題等々として書き込んでくださいということです。

村山委員長 37 番についてはいかがでしょう。「11 と同じ」ということになっていますが。

松本委員 「11 と同じ」というのは、基本的にこのようにします、ですから答申には含みませんと書いてあるのです。先程、パドマ橋のときに私が発言したところですが、実際に JICA がやられていることは、これは答申には含まないということまでこちらに対して反応してきていると。これも私は非常に疑問なのです。11 というのは、それは違いますと。こういう対応をするから答申には含めないというのではなくて、答申したうえでそういう対応をするということが 11 と同じという意味です。

これについては、プロジェクトの妥当性のところに「妥当である」と書いてありますが、少

なくとも第一工区の移転地合意、あるいは第二工区の環境社会配慮といった重大な課題が残っているわけですから、こういう重要な環境社会配慮上、残された課題については妥当性のところに明記するということが重要だと考えています。

これについて JICA からいただいたコメントは、AC.8-8 の 7 ページの 14) です。「住民移転については留保した上で妥当と判断しています。『環境社会配慮などの重大な課題』との表現では漠然としています」ということです。私としては、まず住民移転を留保して妥当と判断することが、JICA の判断としてはおかしいと思います。住民移転を留保して、何千人も住民移転はするけれども、その対策がちゃんと執れるかどうか分からないようなプロジェクトが妥当だということを、もし言うのであれば、このような審査会は本当に必要なのかと疑問に感じざるをえません。私としては、ここに書いてあるような移転地合意や、第二工区の都市に近い所の住民の環境社会配慮というのは、極めて重大な課題であることは自明だと思います。したがって、私としてはこの答申文案でさして問題がないのではないかと考えています。

村山委員長 今の点のコメントに関して、誤解があってははいけませんので、事務局で何かあればお出しいただきたいと思います。

上條 コメントの 37 番のことで言えば、報告書の中で「住民移転は解決しないけれども」などと言っているわけではなくて、住民移転については計画が完全にまだ決まっていないという中でのドラフトのレポートです。今でも住民のかたも政府のかたも含めて議論しているところですので、それらがきちんとなされると。きちんというのはこれから議論して決まっていくわけですが、合意をなるべく取るようにして、そういうことで決まっていくという前提で妥当と結論している。ここの表現ぶりはそういうことです。何もしなくても妥当だというつもりは全くなくて、そこは違うということを説明したいと思います。

村山委員長 そういうことを踏まえたうえで、この文案でよろしいですか。

松本委員 無償資金協力調査ガイドラインの中には、およそプロジェクトの妥当性の書き方は 3 とおりに分かれていると思います。これは最も楽観的な書き方を踏襲しているというのが私の理解です。「けっこう重要な課題がまだ残されています」という書き方は、別の例文がガイドライン上存在していると思います。私は基本的には 2 番目、少し慎重に書く、つまり 3 番目は妥当性が全くないという書き方ですが、具体的な内容からいきますと、もう一つの慎重な書きぶりのパターンがここでは必要なのだというのが私の考えです。書きぶりについては、私はこの答申案の他の委員の方々のご意見を伺いたいと思います。

村山委員長 ということですが、こういった文案でよろしいでしょうか。よろしいですか。また、後で全体を通してご意見があれば伺いたいと思います。

それでは 9 ページに入らせていただいて、39 番は先程確認をいただいたということによろしいですね。

41 番についてはいかがでしょうか。松本委員。

松本委員 外部モニタリングが立ち会うことによって、影響住民が自分たちの懸念をちゃんと伝えられるようになるという配慮をしているということ自体は評価されることだと思います。

しかし、一方で、外部モニタリングがつけば本当にすべて解決するかということに対しては、実は現地のほうでも懸念があるものですから、やはりここは実際に外部モニタリングの人がそこでどのように立会いをしているのかということを知る必要があると思いました。

これについては、AC.8-8にもう一度行ってほしいのですが、8ページの「17) コメント 41番」です。立会い方法によっては、この外部モニタリングが適切かどうかという判断が異なると理解したので、ということが書いてあるのですが、JICA側のコメントから、それはとても細かいということがありましたので、審査会の中で実際にどのように立ち会っているのかということの説明をいただくということをもって、その答申に含めないということでもかまわないというのが私の意見です。

村山委員長 それでは今の時点で何か回答をいただければ、この点は解決すると思いますが、いかがでしょうか。

松本委員 具体的に申し上げますと、外部モニタリングの人たちが「自分たちはこういう役割を担ってここに来ています」「皆さん、何か問題があったらちゃんと話してください」というようなことを一言言うことで、村人たちは外部モニタリングの人の存在が分かると思うのです。カンボジア政府の警察の人や行政の人などの後ろにただくっついて行って、その人たちが何者か分からないままやり取りが行われていれば、住民とすれば、外部モニタリングという存在に気がつきませんので、それではあまり効果がないのではないかと。そこは「自分たちはこういう役割を担っていますので、皆さん、もし懸念があったらお話しください」ということをちゃんとやっていけば、本当に外部モニタリングの効果がある可能性が強いかと判断できるので、わざわざこういう質問をしています。

村山委員長 いかがでしょう。具体的な立会いの方法ですね。その点について、もし今の時点で何かお話しいただけるものがあれば、いただきたいと思います。もし、難しいようでしたら・・・。

富本 私は実は1回現場に行きまして、外部モニタリングが立ち会ったケースを見てきました。あるいは別途、住民の方々からお話を聞いたときに、外部モニタリングの方の紹介と、どうしてJICAがそういう外部モニタリングの方々を採用して、こういう形式を取っているかということについては、一部の住民代表にですが、お話を申し上げた経緯があります。あとは、自主的にそういうことが確保されているかどうかということ、それぞれのプロセスの中で確認していかなくてはいけないのだと思います。

今のご指摘はむしろ報告書の中身に書くということよりも、今この審査会で出ているオープンでの会合で出た意見として、現場に伝えて、そういうことを確保するという事で対応させていただいたほうが、より効果があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

村山委員長 というようなまとめでいけば、要求というよりは提案という形で出してもいいかなと思いますが、いかがですか。

松本委員 第一工区についてはもう終わっているのですよね。ですから、実を言うとどのようにやったのかというのは、適切であったかどうかをここの東京で議論している私たちが判断

する材料として必要だという意味です。ですから、もちろん先のことを考えれば第二工区がありますので、提案という形でも。それ自体は大事なことだと思いますが、できれば後でどのように立会いをやっているのかということについては、担当からご説明をいただくとありがたいと思います。

村山委員長 はい、分かりました。それでは、この点については「提案」という形で変更させていただきたいと思います。

それでは、10ページの44番、46番、47番です。44番についてはいかがでしょうか。

松本委員 44番(1)につきましては、ネアックルンからベトナム寄りのADB区間で起きた問題の中で、代替地についての問題が起きていますので、そこについてもちゃんと過去に起きた問題として記述してほしいというのが答申案ですが、JICAからは、ADBという個別の名称を入れるのは不適切ではないかという意見もありました。そのあたりについては、JICAの判断にゆだねたいと思います。

それから(2)については、事実認識をちゃんとしておきたいということから出ています。といいますのも、ROW(Right of Way)つまりどこがどうかということについて、カンボジア政府は中心線から30mという非常に広い範囲を取っているわけですが、このROWがどのぐらい住民が認識しているのかということについての記述です。このB/D案では、住民の中にある程度認識があると書いているのですが、一方、私が知っている現地のNGOグループの調査結果によれば、ROWについて知らないという住民が多いと。そこでROWについて知らない影響住民が多いという実態も併せて記述するべきである、事実認識としてそのようにするべきであるという要求を出しましたが、これに対してJICA側からは、このNGO Forum on Cambodiaの調査のみをもってそういうことはいえないとコメントが返ってきました。そこについては、例えば、NGOの調査にはこういうものもあるというような書きぶりにすれば問題はないと思いますので、私はこの当初の答申案のROWについて知らない影響住民も多いという実態も併せて反映した記述にするということを、ここでは出したいと思います。

村山委員長 そうしますと、44番についてはADB区間という表現を改めてかまわないということですね。はい、分かりました。

これは事務局のほうで検討いただきますか。それとも今、文案を考えていたほうがいいのか。

上條 すみません、確認ですが、44の(1)は「要求」だけれども、文案を変更するということですか。それとも「要求」自体も落とすということなのでしょうか。

松本委員 このままで「要求」ですが、「ADB区間」という書き方自体が政府機関としては遠慮したい書き方だということで、実際にもし反映されるときには別の書き方をすることですよね、JICA側の言っていることは。ですから、答申案は別にこのままでいいのではないかと思うのです。意図しているのは、ネアックルンからベトナムの国境までのADB区間でこういうことが起きているということですので、それをどういう表現方法にするかは、JICA側の判断で答申を受けてどうされるかだと思うのですが。

村山委員長 そうすると、具体的には地名で示したほうが良いということになりますか。もし、ADB という表現が不適切ということであれば。

松本委員 それでもかまいません。

上條 答申案を地名にするということですか。ADB の代わりに、どこそこからどこそまでというようにするのですか。

村山委員長 ちょっと細かい話のような気もするのですが、もしこういう答申案でいくとすれば、文言については JICA にお考えがあれば、それを反映していただいてかまわないと思いますが。内容そのものについてはいかがでしょう。よろしいですか。

遠藤委員 (2) 番についてですが、NGO フォーラムで聴き取り調査をやったというのは、どの程度のピックアップ率がよく分からない。一方、調査団のほうもどの程度のピックアップがよく分からない。これはやはり言い合いになってしまうので、もう少しソフトな言い方をしてはどうでしょうか。沿道上に住んでいる人の中には、多分自分たちは国道の沿線で、これは国の用地ではないかというのを薄々感じているはずですが、コンクリート杭(ROW の境界を示す杭)がところどころあったような気がします。それを「知っていますか」と言ったら、「知らない」と言って不法占拠するというのが一般的なやりとりなので、ここは「知らない影響住民が多いという実態」というのは、委員会として決めつけていいものかどうかということで、松本委員にはできればもう少しソフトな表現の方が良いのではないかと提案します。確かに知らない人はいるとは思いますが。

松本委員 私が気にしているのはバランスですので、ここについてどのぐらいの住民が知っているかということについては、まさにおっしゃるとおり、非常にあいまいなのです。知っているのではないかということをおわす事実と、やはり直接的に聞くと知らない人が多いという現実とがあるわけです。答申案の書き方としては、ROW の住民の認識については、現状を踏まえたバランスのある表現にすることということで私はかまわないです。

村山委員長 今の点は私もちょっと感じていましたので、「影響住民が多い」というように記述をしてしまうと、これを審査会としては事実として受け止めたということになってしまいますので、それよりは今、松本委員がおっしゃったような認識のレベルを把握するというような趣旨に変えたほうが良いと思います。一応、その点は変更するということ踏まえたうえで、要求項目としては残すということよろしいですか。

それでは、46 番の「要求」の点についてはいかがでしょうか。

松本委員 46 番はけっこう重要なことだと思うのですが、補償単価の見直しをカンボジア政府が行っているということがあります。その補償単価の見直しに対して JICA としてどういうことを確認するかということ記述しています。JICA 側の意見として出てきているのは、基本的に国内の問題であり、最終的にはカンボジア政府の責任であると書いています。もちろんそのとおりなのですが、JICA 側がどういう責任を負っているかといえば、その答申案にあります。「JICA 環境社会配慮ガイドラインに従って、影響住民の参加と生計手段の回復をカンボジア政府に求め、JICA はそれを確認すること」ということになります。

これは、根拠はどこかと JICA に問われて、実はこの「ガイドライン 1.6.1」というのは誤りで、1.6.2 と別紙 1 なのですが、そこには何が書かれているかということ、生計手段の損失に対してはちゃんと適切に対応するようにと。その対策を講じる際には影響を受ける住民の参加を確保しなさいということが、別紙 1 の「非自発的住民移転」の項に書かれています。したがって、それに従ってその補償単価の見直しの結果が適切かどうかは JICA として確認することであると思います。それが国内問題かどうかということではなく、見直された補償単価が JICA のガイドラインに沿って適切であるかどうかの確認をするのは JICA の責任ではないかということ、このように書いてあります。

村山委員長 今の点はいかがでしょうか。

上條 別紙の 1 というのは、皆さんご承知のように「相手国政府に求める環境社会配慮の要件」ということが書いてあります。もちろん、そこで非自発的住民移転が起きて、生計手段を損失するかたがいれば、実際に影響を受ける住民のかたの意見も聞いて、どのようなミティゲーションをしていくのかということを決めていくという趣旨です。ここでは単価を見直すということなのです。もちろん影響を受けるかたは補償を受けるということ自体は大体了解されているのだと思いますが、その単価をどうするかという議論なのです。

もちろん住民のかたは単価が高ければそのほうがいいのだらうと思いますが、政府開発援助の中での環境社会配慮を私たちはやっていますので、相手国の行政官のかたの状況も勘案しなければいけないわけです。相手国の行政官のかたは JICA の事業だけをやっているわけではありませんし、自分たち独自で補償をするなどという事業もあるわけです。彼らは彼らの法律に基づいて仕事をしているので、そことあまりかけ離れたことは当然できないわけです。ですから、そういうことを了解されたうえで答申をしていただくのであればいいと思います。

以上です。

村山委員長 今のようなご意見ですが、それを踏まえたうえでこういう文案でよろしいかどうか。

松本委員 今日の冒頭の議論にもありましたが、私たちとすれば、ガイドラインが適切に運用されているかどうかということが重要なのです。ガイドラインの 1.6.2 の「相手国政府に求める要件」というところの中で JICA が書いていることは、「要請案件の採択の可否の検討や、協力事業における環境社会配慮の支援と確認を行うに際して、別紙 1 に示す要件を相手国政府に求め確認する」ということなので、私としてはカンボジア政府の何かに立ち入れとか、立ち入るなということについては一切言及するつもりはありません。これを確認するためにどうするのかというのは、JICA 現地事務所とカンボジア政府との関係もあるでしょうし、いろいろ考えなければいけないことは多々あるかと思えます。いろいろなことを考えられるのももちろんけっこうで、方法はたった一つではないと思います。ただし、別紙 1 にある生計手段の喪失への対応については、それが守られていくように JICA として確認をするということは明記してほしいということです。

村山委員長 補償単価などの具体的な話はもちろんあると思いますが、答申文案については

そこまで言及されていないわけですね。ですから、こういった参加や生計手段の回復という全般について確認をするということが要求項目としてあるという理解でいいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、もう時間がけっこう来ているのですが、あと 47 番ですね。これについてはいかがでしょう。こういう形でよろしいでしょうか。これは分類としては 46 と同じということでもよろしいですか。

松本委員 46 に含めるということで。

村山委員長 分かりました。

松本委員 影響住民は必ずしも移転住民だけではないので。

村山委員長 分かりました。

それでは 11 ページに行かせていただいて、49 番は 46 とは別の部分があるということですね。

松本委員 これは「要求」のままがいいか「提案」にしたらいいかは委員の方々に考えていただきたいなというところです。補償の方針が書いてあるわけですが、いちばん気にしているのは、追加予算というものが確保できなければ、絵にかいたもちになってしまうということです。日本の ODA の中ではこうしたものについては現地国政府が負担することになっていますので、相手国に予算がなければ幾ら素晴らしい計画を立てても実行性がなくなってしまうと。今、カンボジアの場合、特に気にしているのは、移転に関する予算というのはたった一度しか国会で承認機会が与えられないという問題です。これについては、カンボジアの別の ODA 案件の中では追加申請も認めたことがあるというようにしています。

したがって、今回の国道一号線についても非常に重要ですので、必要が出た場合に、住民移転に関する追加予算案申請というものができるように、他のプロジェクトの実現も踏まえて柔軟な対応をしてほしいというようにカンボジア政府に求めてほしいというのが 49 番の趣旨です。

村山委員長 いかがですか。求めることを報告書の中に記述するということですか。

松本委員 補償方針の中ですね。

村山委員長 補償方針の中に追加予算申請ということを求めるということですか。

松本委員 補償方針の中にはこう書いてあるのです。「現実案として、暫定道路幅の外で、かつ ROW60m 内に移転を求める。ただし、今回 1 回のみ移転補償であり、将来移転が必要となった場合は補償なしで移転させる」という方針がここに明確に書かれています。ところが、カンボジアの別の日本政府の ODA 案件では、追加を認めていることもあるのです。したがって、ここにこのように書き切ってしまうと、やはり追加予算をまた日本政府が求めることも難しくなると思いますので、ここは過去の日本のやった ODA 案件の例も踏まえながら、柔軟な対応を求めることをしていくと。今から JICA 側もカンボジア政府に伝えていくということが大事なのだと思います。

村山委員長 そうすると、柔軟な対応をカンボジア政府に提言するという形ですか。いかがでしょう。これは「要求」か「提案」か、ご意見を伺いたいということですが。

遠藤委員 このプロジェクトに対する要求というよりも、日本政府に提案するべきではないでしょうか。私はコンサルタントが補償方針について、それほど強く要求するべきではないと思います。できればそういう表現が必要でしょうということで「提案」でいいのではないかと考えます。

村山委員長 他の委員の方々、いかがですか。ご意見としてもしそういうことであれば、「提案」という形でいかがでしょう。

松本委員 ただ、そのB/Dにどう書くかはともかく、JICA側にはここは是非とも提案をしたというところではありますので。

村山委員長 では、そういうことを踏まえて「提案」という形でよろしいですか。それでは、49番はそういう形にしたいと思います。

11ページ下の52番はいかがでしょう。

松本委員 回答書にかなり克明に、公聴会での住民からの質問が出てきています。それに対してカンボジア政府側が答えていなくて、これから確認しますと答えている。そのようすはその記述から分かりました。今回の第二次環境社会配慮支援調査で確認することの中に、公聴会で出された住民からの質問や意見に対して、どのように対応しているかをJICAとして確認することになっています。なっているのですが、重要なのは、その公聴会で出された意見がどのように対応されるかという仕組みです。カンボジア側の仕組みがどのようになっているのかということを確認することが併せて大事なことだと思います。第二次環境社会配慮支援調査でその点を確認したうえでB/Dの中に記述してほしいと。つまり、どうやって公聴会で出たものが現実の対応として反映されることになるのかという仕組みを書いてほしいと。そういうことによって公聴会というのが単に「ご意見を承りました」ではなく、ちゃんとそのあとアクションにつながる仕組みになっているということを私たちも確認ができると思います。

村山委員長 今の点はいかがでしょう。

遠藤委員 松本委員に質問します。実態をよく理解していませんが、公聴会というのは住民合意の前提として開催されているのでしょうか。このプロジェクトの移転対象者の合意を得るために公聴会を開いているという位置づけなのか、それとも単なる参加者の意見を聞く会なのでしょうか。

松本委員 全員が参加できていないのです。説明会に近いのです。

遠藤委員 少なくとも影響範囲の人々に呼びかけて、来てもらっているという理解でよいのでしょうか。

松本委員 そうです。

遠藤委員 そういうことであれば、当然ステークホルダーが入っており、住民合意が最終的にはされるということなので、私は苦情などがこれで完結するものではないというように理解しているのですが。対応してくださいというのは、同意見なのですが、多分そのあとに来る合意に達するまでは、やはりそういうものをずっとしつこくフォローしていかなければいけないステップだと私は理解しています。ちょっと確認の意味で質問させていただきました。

村山委員長 今の点はよろしいですか。対応というのは広い意味で取られるので、すべての疑問に回答しただけでいいのか、あるいはちゃんとそれを解決するまで含めているのか、そういう意味では少し幅の広い表現になっていると思います。少なくとも出てきた疑問や意見については答えたというところまでは確認したいということですね。

ということで、要求項目としてはもうよろしいですか。

ありがとうございました。時間の関係で要求項目についてだけ確認をさせていただきましたが、全体を通じてもしご意見等ありましたらお出しいただきたいと思います。夏原委員、よろしいでしょうか。

夏原委員（兵庫） けっこうです。

村山委員長 ありがとうございます。

それでは今のような形で文案を少し修正する部分もありますので、一度事務局におまとめいただいでよろしいでしょうか。そのうえでまたメール上でできれば成案をいただければと思います。どうもありがとうございました。

それでは時間は5時を過ぎていますが、4番、5番をやらせていただきたいと思います。今日はこの会議場の配置の関係でやりにくいところがありますが、4番について事務局からご説明ください。

4. カテゴリ A 案件コメントの報告

ヴェトナム国ターチャック貯水池建設計画（開発調査）

上條 それでは AC.8-5 を見ていただきたいのですが、これは今、要請段階のもので、3回ぐらい前だったと思いますが、コメント案ということで皆さんに意見をお聞きしたものです。その情報公開が終わりまして、外務省にも JICA のコメントを出しましたので、その報告ということですが。

案件はベトナムのター・チャック貯水池建設計画です。資料の上のほうは前回のものと特に何も変えてありません。真ん中より下の「環境社会配慮審査室コメント(カテゴリ - A)」と「JICA 総合コメント」のところを見ていただきたいのですが、「環境社会配慮審査室コメント」も皆さんにお伺いしたときとあまり大きく変えていません。念のために読みます。「ダム提の建設を行うプロジェクトであり、非自発的住民移転及び生物・生態系、地形、生計手段等への影響が想定される。既存の環境社会調査結果を活用し、追加が必要な事項を明らかにした上で環境社会配慮調査を行う必要がある。相手国政府は、JICA 環境社会配慮ガイドラインに従って情報公開とステークホルダー協議を行うことに同意しているが、その具体的な方法を協議の上早期に決定することが重要である」。ほとんど前回のコメントと変わっていません。

「JICA 総合コメント」としましては、私どものコメントも反映してもらっています。「本件の対象であるター・チャックダムは毎年のように洪水の被害を受けている中部地域（フエ省）の住民の生活改善に資するものであり、優先プロジェクトとして我が国政府も円借款供与を前向きに検討していることから、F/S 調査を実施する意義は認められる。他方、非自発的住民移

転及び生物・生態系、地形、生計手段等への影響が想定されることから、既存の環境社会調査結果の活用可能性を確認し、追加が必要な事項を明らかにした上で環境社会配慮調査を行う必要がある。」

以上です。

村山委員長 はい、どうもありがとうございました。

以上のようなまとめということですが、何かご質問等ありましたらお願いします。

松本委員 総合コメントの中の確認ですが、これは審査室のコメントにもありますが、「既存の環境社会調査結果を活用し」というのは、JICA がすでにやったマスタープランであるとか、JBIC がやった議会の SAPROF などのものの結果を含んでいると理解してよろしいですか。

上條 そうです。今まで行われた調査結果を使えるようにという働きかけを今しています。

村山委員長 よろしいでしょうか。

他に何かご質問は、はい、満田委員。

満田委員 今後のスケジュールはどうなっているのですか。

上條 まだ案件の採択がされていないので、スケジュールはまだ分かりません。

村山委員長 その他よろしいですか。それでは、AC.8-5 についてはそういう形で報告をいただいたということにしたいと思います。

それでは、審査会の次回以降の予定を確認していただきたいと思います。

5. 次回以降の審査会の開催

上條 次回は2月9日を予定しています。本部の11AB 会議室ということですが、ただ、今のところ諮問する案件が途絶えてしまっていて、今、議論する案件がないので、ですから、今日皆さんに議論していただいて、あとはもうメールベースで確認すればいいということであれば、流すということもあると思います。

村山委員長 ということで、次回はちょっと一息つくという部分もありますが、ただ、いろいろと委員の方々に、報告書案、答申案を検討していただく中で、多分いろいろと疑問が出てきている。そういう意味で、今回8-6のところ運営方法についてもまとめていただいているのですが、こういった個別案件に関する進め方と、審査会全体の進め方についても一度議論しておいたほうがいいかなと思っています。次回はそのあたりを中心にやらせていただきたいと思っていますが、いかがでしょうか。今回協議をしていただいたものについて、かりに議論が必要だというものが残れば、それも含めて次回やりたいと思っています。そのような形でいかがでしょうか。もし、ご意見があればお出しいただきたいと思います。

田中章委員 バングラデシュはいつの予定で最終答申を作るのですか。

村山委員長 これは今日ご議論いただいた内容を踏まえて、まず事務局に答申案をまとめていただいて、それをメールベースで各担当委員の方々にご検討いただきたいと思っています。その時点でもし十分に尽くせないということであれば、次回に再度議論する形にしたいと思っています。よろしいでしょうか。

それでは、今日は8-6について議論をするという時間的な余裕もありませんし、不十分になるように思いますので、これについては次回に回したいと思います。

それでは、その他何かご意見がありますか。もし、なければ今日はこれで終わらせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

柳委員 バングラデシュの案件について、現地調査の説明というのはやっていただけるのでしょうか。先程の案件の中でも少し説明がありましたが、第2メコン架橋調査の状況や、そこでいろいろなことが議論されているようですので、そのようなことをやって我々審査委員の中でも紹介していただけたらいいと思うのですが、そういったところはいかがなのでしょう。

村山委員長 それは答申案とは別にということですね。事務局から今の時点で何か。

上條 特にカンボジアの第2メコン橋のほうはカテゴリAにはしています。レポートが上がってきたら審査会にかけるとしているのですが、まだ私どもの手元に審査会にかけるとしては来ていません。ですから、また審査会にかけるときになれば、担当委員のかたを決めさせていただいて見ていただくこととなります。例えば現時点のもので、案件概要のような資料や、既存のある程度の資料ということであれば、それはもらいに行けば皆さんにお配りすることはできるのですが、現時点で何らかの説明をしるということであれば、事業部にも少し負荷をかけるので、ある程度、どういうことかということを明確にいただければ対応を考えたいと思います。

村山委員長 柳委員のご提案はむしろ一般工事例ということで、既存の事例として参考になるものがあれば紹介してほしいということだと思います。

遠藤委員 既存の事例として、第2メコン架橋調査をさすのであればおかしいですね。第2メコン架橋調査は、現在進行中ですから。だから、柳委員が言わんとしているのは、どこか別のところを言おうとしていたのではないですか。

上條 過去に終わった案件ということですか。

柳委員 いえ、そうではなくて、要するにパドマの案件を我々は今検討をしているわけですよ。でも同じような架橋の問題だと、類似の問題があるのではないかという問題意識なのです。ですから、そうであれば、手戻りしないというような議論もありましたが、一応、この審査会があるべき存在意義として、委員自身がいろいろなことをもう少し知っておく必要があるのではないかと。ですから、そういう意味で類似の案件があれば、架橋問題について特に検討しているようなことがらがあれば、もう少し情報開示をしていただけたらどうなのだということを言いたいです。

上條 ですから、それはうちのほうに上がってくるレポートがまだまとまっていない段階なのです。

村山委員長 では、その点についてはできるだけ早い段階で公開できるものについては紹介してほしいということによろしいですか。

上條 これはこの諮問をするのと同じ時期になるとは思います。

柳委員 もう公表されていますから、基礎研究はやっているわけですよ。その基礎研究で

どのような案件を取り上げて、どういうことを検討しなければいけないかということはやっているはずなのです。ですから、そういうことを紹介していただければ、我々がこれからいろいろな案件を審査するときに、非常に勉強になると。それは自分でダウンロードして自分で読んだらどうかというのは、もちろんそういうやり方もあるのですが、そういうものを委員各位に配って、「このようにいろいろ検討してきていますよ」という JICA の姿勢を示していただきたいということです。

上條 基礎研究については、たしか話題にして皆さんにもお配りしたとは思いますが。その中でたしかカンボジアの第 2 メコンも一つの事例が何かで取り上げています。では、その基礎研究の中で取り上げた内容を説明してくださいという趣旨でしょうか。

柳委員 そうです。

上條 では、ちょっと考えてみます。

村山委員長 それでは、他によろしいでしょうか。

それでは、今日の審査会はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。